

令和2年 第4回（定例）高 鍋 町 議 会 会 議 録（第3日）

令和2年12月11日（金曜日）

議事日程（第3号）

令和2年12月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

（一般質問通告一覧表）

順位	質 問 者	質 問 事 項 質 問 の 要 旨	質問の 相 手	備考
6	14番 杉尾 浩一	1. 令和2年12月12日施行の公職選挙法の一部を改正する法律とは何か ①法律の概要は。 ②現在の選挙制度における候補者の費用負担額は。 ③町における条例制定の時期は。	町 長	
		2. 新型コロナ禍における町民生活のあり方について ①町内イベントにおける新型コロナウイルス感染防止対策は。 ②町主催、共催その他イベント実施計画はあるのか。 ③新型コロナウイルス感染症対策の国県町の給付金、助成制度の実施状況は。 ④確定申告時の注意点、またその広報は。	町 長 教育長	
7	13番 日高 正則	1. 農業用廃プラスチック処理について ①町内の過去3年間の搬入量を伺う。 ②町内の過去3年間の生分解マルチの補助内容を伺う。 ③高鍋・新富・木城町廃プラ協議会で、どのような課題が話し合いをされているのか伺う。 ④今後、生分解マルチ導入が増加すると考えるが、どのような対策を考えておられるか伺う。	町 長	
		2. 高鍋町の空き家状況について ①今後の空き家状況について伺う。 ②空き家対策について伺う。	町 長	
8	7番 黒木 博行	1. 高鍋温泉について ①温泉の指定管理、売却までの流れについて。 ②温泉の入湯税について。 ③温泉と行政の今後の関わり合いについて。	町 長	

		2. 教育委員会が入居する商工会館建設について ①管理コストと比較した行政負担について。 ②教育行政に対しての影響について。	町 長 教育長	
		3. 新型コロナウイルス感染症対策について ①町単独で何らかの支援、対応策は考えていくのか。	町 長 教育長	
9	15番 後藤 正弘	1. 町長施政方針について ①4年間の施政方針の中で達成すべき目標が10項目あるが、その成果と課題を伺う。	町 長	
		2. 新型コロナウイルス感染症について ①新型コロナウイルス感染症対策を進める上で、国や県との連携はどのようなになっているのか伺う。 ②新型コロナウイルス感染症対策を進める上で、近隣市町村との連携は今後どのようなになるのか伺う。 ③PCR検査の強化について伺う。 ④医療体制への拡充について伺う。 ⑤新型コロナウイルス感染症法の位置づけの見直しについて伺う。 ⑥新型コロナウイルス感染症の退院基準について伺う。 ⑦新型コロナウイルス感染症についての中小企業への影響について伺う。	町 長	
		3. ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策について ①平成23年9月の発生から令和2年までのヤンバルトサカヤスデの経緯及び対応について伺う。 ②ヤンバルトサカヤスデ駆除剤の無償化について伺う。	町 長	
		4. 防災について ①浸水被害から町民の命を守ることにについて伺う。	町 長	
		5. 道路維持について ①町が管理する道路の老朽化対策について伺う。	町 長	
		6. さつまいも基腐病について ①さつまいも基腐病発生時の対処について伺う。	町 長	

10	12番 春成 勇	1. 新型コロナウイルス感染症対策について ①町としての第1波、第2波の検証について伺う。 ②町内での第3波に対しての取り組み方について伺う。 ③災害時における避難所での感染防止対策としての環境整備について伺う。	町 長 教育長	
		2. 国道10号線の現状について ①町内における、4車線の進捗状況について伺う。 ②右折線整備について伺う。 ③国道10号線と堀の内公民館の通りの接続線について伺う。	町 長	
		3. 高鍋町の排水路について ①都市下水路の管理について伺う。 ②一般の排水路の管理及び改良について伺う。	町 長	
11	1番 田中 義基	1. 森林木材の誤伐・盗伐（いわゆる無断伐採）問題について ①高鍋町内の森林においても事例があるようだが、どういう経緯で発生したものと判断しているか。 (1)木材伐採が行われる際の手続きと手順は。 (2)この事案判明後の処理は。 (3)今後の対応は。	町 長	
		2. 信号のない横断歩道の歩行者優先徹底について ①どうすれば運転者に徹底が行き届き、高い率で停車するようになると考えるか。	町 長 教育長	

出席議員（13名）

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 青木 善明君	7番 黒木 博行君（午後1時10分から欠席）
8番 黒木 正建君	11番 中村 末子君
12番 春成 勇君	13番 日高 正則君
14番 杉尾 浩一君	15番 後藤 正弘君
16番 緒方 直樹君	

欠席議員（1名）

10番 古川 誠君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	島埜内 遵君
教育長	川上 浩君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			野中 康弘君
財政経営課長	徳永 恵子君	建設管理課長	長友 和也君
農業政策課長	渡部 忠士君	農業委員会事務局長	飯干 雄司君
地域政策課長	日高 茂利君		
会計管理者兼会計課長			杉 英樹君
町民生活課長	鳥井 和昭君	健康保険課長	川野 和成君
福祉課長	中里 祐二君	税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	吉田 聖彦君	教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	山下 美穂君		

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 日程第1、一般質問を行います。

10日に引き続き、順番に発言を許します。

まず、14番、杉尾浩一議員の質問を許します。

○14番（杉尾 浩一君） おはようございます。杉尾浩一でございます。久しぶりの一般質問をさせていただけることに感謝を申し上げます。

2年前、11月の選挙で初当選後の12月議会では、何も分からぬまま希望に燃えて一般質問を行いました。2年が過ぎて、まさかこんな状況、新型コロナウイルス感染症という試練の中で質問をするなどと考えもしませんでした。傍聴に来られた皆様も十分にお気をつけられ、この年末年始をお過ごしください。

では、質問に移ります。

令和2年12月12日施行の公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）、この法律には町村議会及び町村長の選挙に係る制度の改正とあります。この法律で高鍋町にとって、どのような変化をもたらすこととなるのか、町長の見解を伺います。

1の公職選挙法の一部を改正する法律の詳細質問と、2の新型コロナ禍における町民生活の在り方についての質問は、発言者席にて行います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。おはようございます。お答えいたします。

このたびの公職選挙法の改正につきましては、今般、町村議会議員選挙において立候補者数の減少や定員割れが全国で問題となっているところでございますが、候補者のポスターやビラ等、選挙費用の一部を公費で負担することにより、立候補しやすい環境を整備し、なり手が増える効果を期待するものでございます。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。今回の改正はどのような経緯で行われたか伺います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。お答えいたします。

改正の経緯につきましては、全国町村会及び全国町村議会議長会から国への要望を受けまして、各党、各会派での議論を経た上で、本年の通常国会に議員立法として提出され可決されたものでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。この法律の内容と創設される選挙公営制度について伺います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。改正内容につきましては、3点ございます。

まず、1点目は、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大でございます。

選挙公営とは、国または地方公共団体がその費用を負担して選挙運動を行い、もしくは選挙を行うに当たり、便宜を供与し、または候補者の選挙運動費用を負担する制度のことでございます。

町村においては、条例によりその選挙公営の対象を定めることとなっており、今回の改正では選挙運動用の自動車の使用、ビラ及びポスターの作成がその対象となっております。

2点目は、町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁するものでございます。

なお、ビラの頒布の上限枚数は1,600枚で、ビラの種類、頒布方法、規格等が定められております。

3点目は、町村議会議員選挙における供託金制度の導入であります。額は15万円で、供託金没収点は有効投票総数を議員定数で除した数の10分の1でございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。町においての現在の選挙制度での候補者の平均的費用負担額を伺います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。お答えいたします。

平成30年執行の本町議会議員選挙では約42万円となっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。供託金の没収というのがありますが、高鍋町でのモデルケースがございましたら伺います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。お答えいたします。

平成30年執行の本町議会議員選挙での有効投票総数8,932票、議員定数が14名ですので、この場合63.8票が没収点となります。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。この法律の条例を定めることについて伺います。宮崎県内で条例の定められた町村はありますか。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。県内におきまして、国富町が本年12月議会に上程中であり、そのほか7町村が令和2年度中、3町村が令和3年度中、1町村が令和4年度以降、本町を含む5町村が未定となっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。この法律には、町村長選挙の公営拡大も含まれております。高鍋町が近く町長選挙がありますが、どの時点で条例は定めることとなりますか。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。次回の町議会議員選挙までには制定したいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） この法律によって、住民にはどのようなメリットがあるか伺います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。町長が登壇でも申し上げましたが、選挙費用の一部を公費で負担することにより、立候補しやすい環境となるとともに、有権者側といたしましては、立候補者数の増加により選択肢が増えることがメリットとして考えられます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。この法律が早く条例として定められることを期待いたします。

次の質問です。

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、日本国内でも各地で感染患者が増加し続けております。高鍋町、またいつクラスターが発生するか、枕を高くして眠ることができない、そんな思いの町民も数多くいらっしゃると思われ推察されます。まず私は、町主催、共催、協力、後援などのイベントについての町の姿勢を伺います。

実際、今年は正月の消防始式や成人式などは実施されました。が、その後の飲食関係の2月、3月、4月、5月の休業要請や7月のクラスター発生及び8月前半までの休業などもあり、数々のイベント、例えば町内各神社のお祭りの自粛、蚊口浜ビーチクリーン、海開きの中止、高鍋高校OB祭の中止、各学校の運動会・体育祭の縮小、高鍋城灯籠まつりの中止などなど町民参加の催しものがなくなりました。

この中止判断は極めて当然ではありますが、様々な関係者には具体的に何がどのように作用して中止に至ったかは知りません。私を含めこの先どうなっていくか不安を感じておられる方もたくさんいらっしゃると思います。そこで各種イベント開催時の新型コロナ感染拡大防止対策を伺います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。イベント開催時の新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてでございますけど、県が示す3つの警戒レベルに応じて町の対応基準を定めているところでございます。

高鍋町を含みます西都市・児湯郡圏域が、Aの感染未確認圏域の場合、マスク着用や手指消毒、3密の回避の感染防止策を講じた上で通常開催の対応とする。

次に、Bの新規感染者が限定的な圏域の場合、この場合、中止、延期または先ほど申し上げました感染防止策を講じた上、規模縮小の対応とする。

次に、Cの感染状況が厳しい圏域の場合、中止または延期の対応とすることとしております。

なお、全国規模のイベントや換気、密集、近距離の3原則が取れない場合は、中止または延期の対応とすることとしております。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 各担当課においては、どのように感染拡大防止対策を策定されるのか具体的にお答えください。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。まず、健康保険課における感染防止対策について、お答えいたします。

健康保険課所管のコンフォール健康センターでは、利用者の検温、手指消毒のほか、検診等におきましては密を避けるため、受付時間を細かく設定するなどの対応を行っております。

また、プールにおきましては、利用者の名簿作成、検温、体調確認を行うほか更衣室までのマスクの着用、更衣室内での密を避ける対策を講じております。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。地域政策課関係でございますけども、主に観光業や飲食店等が開催いたします誘客イベントが対象となりますが、各主催者がそれぞれイベントごとに感染拡大防止ガイドラインを策定いたしまして、ガイドラインの遵守を徹底した感染防止対策のもとで、安全なイベント開催を図っていくことが要請されておりますので、主催者等に対して十分な対応をお願いしているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。学校関係についてお答えいたします。

小中学校におきましては、保護者の皆様方並びに保健所などと連携し、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づきまして、家庭での検温、マスクの着用、手洗いの徹底、こまめな換気、毎朝の体温測定、毎日の消毒作業など感染症拡大防止対策を継続して行っているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育施設におきましては、手指消毒用の消毒液を設置し、利用者の氏名、連絡先、発熱や症状の有無などを記入をさせていただいております。

また、講座で利用した部屋などにつきましては、使用後にアルコール消毒液での拭き取り作業を行っているところです。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） この年末を含めた、これからの町主催、共催、講演等のイベントの実施計画はありますか。

また、中止、延期、規模縮小などの現時点で分かっている計画があれば、日時、名称をお知らせください。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。総務課関係では、1月10日、日曜日に開催予定でありました消防始式を中止といたしました。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。地域政策課関係でございますが、2月から3月にかけて、春季スポーツキャンプの歓迎式等を予定しているほか、2月28日

には周辺の市町との共催によります自転車周遊イベント、ディスカバリーグルメライド in 児湯・西都 2021 が予定されております。

そのほか高鍋町観光協会主催によります高鍋城址桜まつり、こちらのほうが3月末頃を開催予定として検討中ということでございます。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。学校関係についてお答えいたします。

大きなものとしたしましては、1月下旬に西小学校の6年生の修学旅行が行われることになっております。東小学校のほうは、もう既に12月中に終わっております。

例年、鹿児島県のほうに行っておりましたけども、今年度は宮崎県内で計画し、宮崎市内に宿泊する予定としております。1月の感染状況を踏まえまして、実施1週間前をめどに最終判断をすることとしております。

また、例年2月に行っておりました東小学校の人形祭りは、規模縮小した上で11月20日に実施をさせていただいたところでございます。

その他の行事については、特にございません。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。社会教育課関連のイベントにつきまして、それぞれその実施に向けて検討を進めてまいったところです。本日時点での状況ではございますが、開催日時順にお伝えいたします。

主なものとしたしまして、まず児湯郡町村対抗駅伝、これは児湯郡各町村教育委員会の後援ですけれども、応援者の人数制限を設けて12月20日に開催を予定しておりましたが、会場を鳥インフルエンザの防疫作業場として使用するために中止。

次に、西都・児湯の子どもたちによる絵画展、これは町、教育委員会、美術館の共催ですけれども、こちらは明日12月13日日曜日から27日まで開催予定でございます。

次に、成人式、こちらは町教育委員会の共催ですが、参加者を成人者のみとし、式次を省略、簡素化の上、来年1月5日に開催予定でございます。

次に、宮崎縣市町村対抗駅伝、これは県内の全市町村の共催ですけれども、参加チームを各市町村の1チームずつとし、26チームでの対抗として1月11日に開催予定でしたが、先日中止の連絡が来たところでございます。

次に、中央公民館での教室の発表会、こちら教育委員会の主催ですが、現時点では2月27日から28日にかけて開催の予定。

次に、生涯学習推進大会、自治公民館大会、こちらも町教育委員会、自治公民館連絡協議会等の共催ですが、2月28日に開催の予定です。

最後に、舞鶴ロードレース大会、これは町スポーツ協会と教育委員会の共催ですが、3月7日開催予定でしたが中止となりました。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。高鍋町でのイベント開催における感染防止の参考になるかと思い、私は10月25日の川南町の軽トラ市に行ってきました。7か月、8か月振りの開催であったと思いますので、お客様たくさんいらっしゃって、常に密の状態であったと記憶しております。町からはどなたか調査に行かれたか。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。軽トラ市に関してでございますけども、直接現地での調査という形で伺ってはおりませんが、主催者への聞き取りによりますと、出店者に対しましてスタッフの検温、マスクの着用の徹底、また消毒液の設置、行列等が発生したときの間隔確保などの対応を要請しているということでございました。

また、来場者に対しましては、マスクの無料配布や県外者の入場禁止などといったことを行ったということを伺っております。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。注意立て看板には、「関東、関西、福岡、熊本、鹿児島からのお客様はお断りします」というふうに書かれてありました。

しかし、誰が体温のチェックや健康状態のチェックしているかというのは、私自身は確認できませんでした。ある意味、つまり出入り自由だったと思います。ちょっと参考にはならなかったんですが、今のところ感染者が出たという報道はありませんので、イベント自体は一応成功だったということでしょう。しかし、11月の軽トラ市は感染者発生で直前に中止となりました。川南町独自の中止基準があったのだと思います。

町ではイベント中止、判定基準に独自の具体的な数値等がありますか。

また、国、県からの判定基準の提示はありますか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。町におきまして、イベント中止判定基準についてでございますけど、町独自の具体的な数値等はございません。

また、国、県からの判定基準の提示についてでございますけど、県の対応方針の中で先ほど申しました圏域ごとに新規感染者などを目安にして設定する3つの圏域区分への該当性を判断するとされておりますが、これによって具体的な数値ということは設けておりません。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 町民も何らかの基準及び指針があることで、自分自身の行動に責任を持てると思います。

関連して、新型コロナ対策の国、県、町の給付金助成制度の実施状況を伺います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。町内事業者への給付金等の支給状況でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策支援金といたしまして町内の

430事業者へ交付しております。

また、新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補給事業では、12月1日の時点で17事業者の資金繰り、貸付けに対する利子補給支援を行っているほか、感染症対策休業等要請支援事業といたしまして、県による休業等の協力要請に応じた飲食店等206事業者への支援金の交付を行い、休業要請の対象以外の事業者につきましては、高鍋町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金によりまして、事業所等での感染症対策に取り組んでいただいております。支給件数は12月1日の時点で207事業者に達しております。

なお、国、県により、直接実施されます事業につきましては、町内事業者の件数等が公表されていないため把握しておりません。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。そうですね。公表されていないんですけど、大体で構いませんので、大体1業者当たりどれぐらいの金額が払われたのかなというのが分かればお知らせください。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。各事業者への支援金等の給付金額でございますけれども、事業者によって対象となる支援メニューに違いがあり、様々ではございますが、例えば町の緊急経済対策支援金を受けて県の休業等要請の対象となった場合の給付金額は30万円となります。

さらに国の持続化給付金制度では、事業形態により100万円または200万円を上限として給付されることになります。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 私も飲食店を経営していますので、支給されたものがいかに高額だったというのは身をもって経験しております。大変感謝をしているところです。

そこで、このお金の今後の取扱い方について、給付金等を受けて確定申告時に注意すべきことがあれば伺います。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。先ほど地域政策課長の答弁にございました町からの支援金や国の持続化給付金等は課税所得となり、確定申告が必要となりますので、その点は御注意いただきたいというふうに思っております。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 来年の確定申告時に日本全国の税務署では大混乱が予想されます。国は何らかの形で国民に広報するとは思いますが、町として具体的な行動を行う予定はありますか。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。町からの支援金や国の持続化給付金等は手続時に説明されていること、また対象者のほとんどが商工会議所等の関係機関や税理士を通じて

申告されることが見込まれておりますので、特別に広報する予定は現時点ではございません。

ただし、受給した給付金等が課税所得かどうか不明な場合につきましては、税務署もしくは税務課のほうにお問合せをいただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。住民サービスとしての行動をよろしくお願いいたします。

高鍋町においては、11月の感染者発生による住民生活や経済活動への大きな影響が心配されています。7月のクラスター発生時の混乱と同様の対応を取らざるを得ません。私たちも冷静な行動を求められていますが、正確な情報と行動基準が示されないと何もできない、そういう状態になっております。

個人情報保護や差別防止の観点から具体的な情報を得ることは容易にはかないません。年末年始の住民生活や経済活動が10年前の口蹄疫のときよりもひどい状況になると予想されます。

ちまたでは忘年会、新年会、同窓会の中止が現実のものとなっております。このまま何も分からぬまま令和3年を迎えることとなれば、間違いなく地域経済は破綻へと向かうこととなります。

国内では豚熱の感染が終了した話也没有ありません。アフリカ豚熱の侵入対策も行った中で、まさかの鳥インフルエンザが県内で発生いたしました。より強い不安が町全体を覆っております。

私はイベントという一面からでしたが、町民にとって見えるもの、手に取って感じるものがより分かりやすいと思い質問いたしました。あくまでも個人情報保護、差別防止を一番に位置づけしながら、生活の安心・安全を担保できるような行動指針など出すことはできませんか。

完全なる行動指針などありませんが、少しでも安心を得たい、これが普通の感情です。ぜひ強い決意をお願いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。生活の安全、安心を担保できるような行動指針についてでございますが、残念ながら現時点においては感染リスクはゼロにならないということを前提に一人一人が最新の知識を身につけて正しく対策を行っていただくことが何よりも重要です。

そのため町といたしましては、行動指針をお示しするのではなく、厚生労働省などから示される科学的知見に基づく感染症対策の情報を速やかに町民の皆様にお知らせし、正しく対策を行っていただきたいと思いますと考えております。

ただ、町独自の行動指針となりますか、そのようなことで7月、多くのコロナの陽性の方が発生したときに、社会教育課のほうでポスターをつくっていただきました。ちょうど

この庁舎の1階から2階に上る階段の途中に緑色のサギソウの写真のポスターがございます。コロナ感染症に対するポスターです。7代種茂公が制定した法令の一つを取り上げて、高鍋らしい差別防止を主にしたポスターでございまして、県知事がそのポスターを気に入られて写真に撮られ、知事のフェイスブックで紹介されております。これ一つの高鍋町としての独自の指針であったというふうに捉えています。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。感染拡大防止と社会経済活動をどう両立させていくかということは、まさに国を挙げて取り組んできているわけですが、教育委員会関連で申し上げますと、それは感染拡大防止と町民の体育・文化活動あるいは学校教育、それをどう両立させていくかという取組だと考えております。

文部科学省が、学校を休業しない方向での新たなガイドラインを示したことは、もう既に御報告いたしましたけれども、今町長の答弁にありましたように、新型コロナに関する正しい情報や国や県の方針に基づいた冷静な行動を取っていただくことで、確かに制限はありますけれども両立は可能なのではないかと考えております。

正確な情報あるいはコメント、そういうものがある意味では不要な萎縮、自粛につながり、ひいてはあってはならない人権侵害を生むのではないかと捉えています。そのような思いもありまして、今町長がコメントいたしましたポスターを私どもが作成したわけでありまして。

教育委員会といたしましては、国等の発出する知見をもとに実態を踏まえたガイドラインを常に改定しながら、感染及びその拡大リスクを可能な限り低くした上で、町民の皆様は体育・文化活動や学校教育を継続してまいりたいと考えています。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。ありがとうございました。

御存じのように、高鍋町の飲食業は完全に冷え切っております。積極的に夜の町に出て飲み食いしてくださいとは言いませんが、感染防止を徹底して少しでもおいしい御飯やおいしいお酒を楽しんでいただければと思います。

私も毎日、同業の飲食業の方々から悲痛な声を聞くばかりで、何をどうしていいかということも私もうお伝えすることはできません。少しでも皆さんに安心していただきたいと思いつついろいろな相談には乗っておりますが、具体的に何をしたらいいとかという部分は、私はできておりません。ぜひともこの部分も含めて、町として出していただけると、すごく助かります。

令和3年にはワクチン接種も始まるらしいので、少し希望の光も見え始めております。私も感染防止を図りながら町に出られるよう頑張りたいと思います。

以上で、杉尾浩一の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（緒方 直樹） これで、杉尾浩一議員の一般質問を終わります。

ここで消毒のため暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、13番、日高正則議員の質問を許します。

○13番（日高 正則君） おはようございます。13番、日高正則でございます。

まず、本日、傍聴にお越しいただきました皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございます。私も高鍋町議会議員の末席に加えていただきまして3年目に入りました。いつまでも新人議員では通用しませんので、常に勉強をし、先輩議員に少しでも近づけるよう頑張っていきますので、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従ってお聞きしていきます。

2015年、農林業センサスの資料によりますと、高鍋町の農業用マルチを使用している作物の主なものは、カンショ55経営体、作付面積174ヘクタール、バレイショ15経営体、作付面積29ヘクタール、里芋21経営体、作付面積7ヘクタール、キャベツ40経営体、作付面積111ヘクタールの合計131経営体、作付面積321ヘクタールの現状であります。

令和2年7月9日の日本農業新聞で、「農業用廃プラ輸出困難、環境省検討会、国内処理も限界か」の見出しで、環境省は7月8日、国際条約に基づき令和3年1月から輸出が規制される廃プラスチック（廃プラ）について、どのような廃プラが輸出規制の対象になるか基準の最終案を示しました。泥のついたマルチなどの農業廃プラは対象となり輸出できなくなります。7月中に国民からの意見募集を実施した上で9月に決定する。基準を検討する有識者会議に示しました。

最終案では、輸出規制の対象外となるためには、①飲食物、泥、油などの汚れが付着していない、②廃プラスチック以外の異物が混入していない、③単一のプラスチック樹脂で構成されている、④リサイクル減量として加工調整されているという4条件を満たす必要があるとしました。この結果、泥の付着が避けられないマルチやハウスの被覆資材などの農業用廃プラは、国内でリサイクル材料や再生品に加工しない限り輸出できなくなります。

最終案には、このほかキャップやラベルの完全な分離が難しいペットボトルも裁断、洗浄すれば輸出規制の対象外となることなどを盛り込みました。農業用廃プラをめぐっては、2017年以降、主要な輸出先であった中国や東南アジア諸国が輸入規制に踏み切り、既に輸出はできていません。産地は日本国内での処理を余儀なくされ、費用負担は増やしています。

今回の基準によって農業分野以外の廃プラ輸出も難しくなり、国内処理にシ向けられる。その結果、国内処理が追いつかず農業廃プラの処理も円滑に進まなくなる懸念があります。

以上のことを述べましたが、町長はどのように認識されておるか、お伺いいたします。

壇上より以上の質問をさせていただき、発言席から1つ目、町内の過去3年間の搬入量を伺う。2つ目、町内の過去3年間の生分解マルチ補助内容を伺う。3つ目、高鍋・新富・木城町廃プラ協議会で、どのような課題が話し合いをされているか伺います。4つ目、今後、生分解マルチ導入が増加すると考えますが、どのような対策を考えておられるか伺います。

次に、高鍋町の空き家状況について。

1つ目、今後の空き家状況について伺います。2つ目、空き家対策について伺います。

以上の質問をさせていただきます。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。

現在の状況を申し上げますと、令和元年度に廃プラスチック処理業者の見直しを行い、処理費用が安く、自社で全てリサイクル等を完結できる適正処理業者を新たに選定し、年間7回の廃プラスチック等の回収を新富町及び木城町との3町合同で実施しております。

現在、廃プラスチックの処理につきましては、円滑に進んでいる状況ではございますが、処理が円滑に進まない状況となりますと処理費用が高騰することが懸念されています。この問題につきましては、その対策と検討に関わる事業費が農林水産省において令和3年度予算の概算要求に計上されております。その動向を見据えつつ、国、県、JAなどと連携した対策を今後図っていく必要があると考えております。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。今、町長のほうから答弁を聞きました。私も今町長の答弁を聞きまして安心したところでございます。ありがとうございます。

次に、町内の過去3年間の搬入量をお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えいたします。

過去3年分の搬入量ということでございます。高鍋・新富・木城農業用廃プラスチック適正処理推進協議会というのがございますんですけども、そちらが実施した回収実績につきまして、高鍋町分のみ過去3年分について回答をさせていただきます。

まず、平成29年度でございますけれども6万6,114キログラム、平成30年度6万2,270キログラム、令和元年度8万2,928キログラムというふうになっております。

ちなみに、平成30年度と令和元年度を比較いたしますと2万キロぐらい増加しておりますけれども、こちらにつきましては宮崎市内のほうに処分業者がおりましたんですけど、そちらのほうに出してございました一部農家におきまして、令和元年度その業者の処分費用が3町協議会の改修費と同額になったということで、近場の私どもの3町協議会のほうを選択されて搬入されたといったことも一つの要因というふうに考えているところでござい

ます。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 今、課長のほうから答弁をしていただきました。2万キロ増えておるんです。これも私も農家を回って聞きまして、今課長の答弁のとおり、従来は行政が行っておる単価よりも約半分ぐらいの単価で処分ができておったということで、元年度になりまして行政と一緒にような単価になったということで、行政のほうに持ち込んできたということでやっぱり2万キロ増加したというふうなことだと思います。課長がおっしゃるとおりであります。

次に、町内の過去3年間の生分解マルチの補助内容をお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。補助事業の実績ということでお答えをさせていただきます。

平成29年度は54名の方、370万168円、平成30年度は50名で382万6,306円、令和元年度は53名の354万3,693円というふうになっております。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） ありがとうございます。ここで私は確認しておきたいんですけど、今課長のほうから3年間の生産者数、金額を述べていただきましたが、これを1本当たりによれば約2,200円で、1組合員当たり10万円が限度と思っておりますが、それで間違いはないですか、そこだけちょっとお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。議員のおっしゃるとおり、1人当たりの限度額10万円というふうになっております。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） ありがとうございます。従来は15万円ぐらいあったと思うんですけど、それが10万円ということで減額になっておりますが、何とかこの問題にも非常に今後増えていく問題でありますので、十分予算が増額をしていかなければいけない部分だと思います。そういうことで、今後担当課としては努力していただきたいというふうに思います。

次に、農業用廃プラスチック収集が、毎年2月、6月、7月、8月、10月、12月の6回収されております。そこで塩化ビニールが処理費用1キログラム当たり5円、これは税込みですね。それから廃ポリフィルムが処理費用1キログラム当たり23円税込みであります。高鍋・新富・木城町廃プラ協議会で、どのような課題が話し合いされているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。どのような話し合いがなされたかというお尋ねでございます。平成30年度の委託業者から中国の産業廃棄物輸入の全面禁止の影響

を受けまして、令和元年度以降の処理料金の値上げについて申入れがあったところでございます。農家負担の軽減、適正処理の観点から今後の委託業者の選定について協議を行いまして、現在の業者に委託をお願いすることになったということがございました。

また、リサイクルができない状態の悪い廃プラの搬入が散見されているため、適正な状態での搬入をお願いするといったところの周知の徹底を図る等の協議をしてきたところでございます。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。ありがとうございます。今、課長のほうから答弁を頂きましたが、令和3年度からこういう問題で輸出が困難になったということでございますから、この委託業者との選定についても今後非常に厳しい条件がなされてくるというふうに思います。そういうことで生産者のために担当課として頑張っていただきますようお願いをいたしたいと思います。

次に、カンショの生分解マルチの生産費の算出を私なりにしてみました。10アール当たりで算出でありますけれども、マルチの容量が200メートル、400メートル、600メートル、800メートルの容量であります。して、一番よく使用されているのは400メートルであると考えます。

A社の価格を調査しましたので、それで算出してみますと、まず農業用マルチ容量は0.2ミリ掛ける95センチ掛ける400ということで、これが0.2ミリ、95センチは幅、それから400メートル長さです。これが1本です、2,420円。そうすると大体3本使用しますので1,200メートル。2,420円掛ける3本で7,260円。生分解マルチ1本9,004円です。いろいろ材質がありますが、この9,004円というのが非常にいいのではないかという生産者の話なんですけど、それで算出してみますと、9,004円掛ける3本で2万7,012円。差が1万9,752円で生産費が増加することになります。約2万円ですね。

カンショの1経営体の平均作付面積が3.16ヘクタールです。これはさっき述べましたが55経営体の174で割ってみますと、大体平均3.16ヘクタールになると思います。10アール当たり約2万円としますと、約60万円の生産費増加となると思います。そうしますと現状の利益が減少し、経営的にも厳しくなっております。そして処理費用の単価も、現状よりも高くなるのではないかとこのように予想はできます。農家によっては、畑で不法に処分する事態に陥るとも考えられます。今後、生分解マルチ導入は増加すると考えますが、どのような考えでおられるかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。現在、生分解マルチ利用促進のため、購入価格の一部を補助させていただいているところでございますけれども、今後、生分解マルチ導入の推進のためには、国や県の支援がこれから不可欠であるというふうに考えているところでございますので、機会を捉えまして関係機関、JAなどと共に働きかけを行っ

てまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） ありがとうございます。今、答弁をしていただきましたが、今から私もちょっと意見を述べておきたいと思いますが、JA宮崎経済連、それから13JAの組合長会において、廃プラ処理の問題に生分解マルチ導入に対する購入金額の支援を国に要望書を提出する考えがあるというふうに聞いておりますので、行政においてもJAと連携を取り、支援の歩調を合わせていただきたいと思います。

最初、町長のほうから国に対しても予算措置が講じられておるという先の答弁がありましたが、私も調べてみました。やっぱりあるんですね。国の予算化がしてありますが、しかし金額的に見てみますと非常に少ないような金額だったと思うんですね。そういうことで、今このJAの組合長会においてもそういう問題で取り上げていただいて要望書を出すということになっておりますので、非常に国に対して助成をしてもらえれば、3分の1の理屈ではございませんけれども、そういうことで少しでも農家に負担が少なくなるというふうに思っておりますので、ひとつ関係課としましても努力を一生懸命していただきますように、よろしくお願い申し上げます。

それから、昨日の夕方に焼酎、かりんとうの取引を扱っている業者の方から情報が入りまして、現在焼酎などの消費量減少に伴って減反要望が来ているわけですが、後ほど後藤副議長のほうから一般質問でサツマイモ基腐病の質問がなされますが、よろしくお願いしたいと思いますが、皆さん御承知のとおり鹿児島県を中心にサツマイモ基腐病の被害が深刻化しております。

鹿児島県は、焼酎やでん粉原料に使う主産地ですが、微発生も含めて県内で栽培する半数以上の畑で感染が確認されております。したがって、生産量の減少が焼酎の生産などに影響を与えているということで、来年から宮崎県の生産するカンショの減反が緩和されるとの情報が入りましたので、一つお知らせをしておきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。私が町議になる前の一般質問でも、この案件が出ておりましたが、再度質問させていただきます。

高鍋町空き家状況について伺います。空家対策特別法は、平成27年5月26日から完全施行されましたが、空家対策特別法とは何の目的で制定されたのか、またなぜ特別措置法をつくってまで空き家対策を進めるのか。国が特別措置法を制定して、市町村の空き家対策に法的根拠を与えたことは各自治体にどのような権限を与えているのかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。お答えいたします。

空家対策特別措置法は、全国的に適切に管理が行われていない空き家等が増え、防災、衛生、景観等の地域住民等の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与す

ることを目的に制定されております。この特措法により、空き家の利活用や除却等の自治体での施策展開がやりやすくなりました。

また、空き家対策に法的根拠を与えたことで、個人の所有である空き家等に対し、立入調査、助言、指導、勧告、命令及び代執行を地方自治体が行える権限を与えております。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） ありがとうございます。今、答弁を聞きまして、自治体での施策展開がやりやすくなったと理解をいたしましたので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、現在の高鍋町の空き家状況、また今後の空き家状況について、また空き家による悪影響ですが、どのようなことがあるのかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。高鍋町内の空き家の状況ですけれども、令和2年3月末で315戸でございます。

また、今後の空き家につきましては、増加が予想されますが対策を講じていくことで、その件数を少しでも減らしていきたいと考えております。

空き家による悪影響ですが、建物等の倒壊、飛散等により人や隣接する住宅等に被害を及ぼすこと、害虫の発生や雑草が繁茂し、周辺的生活環境を悪化させることなどが考えられております。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。今、令和2年3月末で315戸ということの報告ありましたが、私も今後この空き家が増加していくということは認識しております。対策を講じていくとの答弁でありますので、期待しておきますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、私としては空き家が増えるのはいろんな要因があると思いますが、例えば少子高齢化だけではなく介護施設の利用、親が高齢になっても子どもと同居する世帯は少ない、離れて暮らす子どもが心配になって、また親は子どもに負担をかけないように介護施設を利用する。高齢者比率が高まるにつれ、親が介護施設に行って実家が空き家になっていくなど高齢者問題が空き家問題の大きな焦点となりますが、このようなときの対応策は考えておられるのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。確かに高齢者問題につきましては空き家問題に直結していますので、今後も空き家は増えていくのではないかと考えております。あくまでも個人の財産でありますので、所有者や御家族等において空き家の適切な管理をしていただくよう広報を行ってまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。今、答弁いただきましたが、この件が私も一番心配をしているところであります。このことが空き家増加につながるといいますので、町民に対

しても広報を強く望むところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、この件に関しては各課をまたがる案件となるとと思いますが、窓口の一本化が必要になると思いますが、どのように思われておるのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。適切に管理されていない空き家等につきましては、建設管理課が担当しております。空き家バンク等の利活用につきまして、地域政策課が担当しております。両課で連携して丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。今、答弁もありましたが、建設管理課、地域政策課で専任の職員を配置していただいて取り組んでもらうという答弁だったというふうに思いますので、これはもう要望しておきたいと思います。

次に、高鍋町空き家対策の推進に関する条例の制定について、今後のスケジュールはどのように進めていかれるのか及び審議会の内容をお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。今後のスケジュールといたしましては、今議会が終了して今月の23日に審議会を第1回を開催する予定であります。特定空き家等の認定に関する事項及び行政代執行に関する事項を調査、審議することとしておりますが、第1回目でありますので特定空き家の認定に関する基準等について御協議をさせていただきたいと考えておるところです。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。今、答弁していただきました。高鍋町空き家対策等の推進に関する条例も制定されました。今からこの問題については、前へ推し進めていただけるものと思って期待をしておりますので、一つ一歩でも二歩でも前に進んでいただきたいというふうに思います。

次に、特定空き家等に対する市町村の改善勧告があると、土地に対する固定資産税の特例が優遇措置から除外されて土地の固定資産税が増額されると、固定資産税の特例対策から除外された場合、土地に係る固定資産税が増額されますが。けれども、ただ土地の固定資産税が上がっても、家の固定資産税が相当に高ければ、使わない空き家を解体したほうがトータルの固定資産税が安くなる場合もありますので、空き家と更地の固定資産税比率、空き家対策特別措置法の影響を分かりやすく空き家の所有者に説明していくことも必要ではないかと考えておりますが、いかがお考えですか。

固定資産税等の問題だけでなく、空き家対策のいろいろな問題点の解決方法を空き家の所有者に通知する必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。所有者等への説明につきましては、実際空き家等の通報、苦情等の通報が来ましたら、職員による現地調査を行っております。そ

の後、所有者等に連絡を取り対応を取ってもらうようお願いをしているところでありますが、今後は所有者等へ送る文書の中にも町の空き家に対する施策等を盛り込みながら、そういう条例の内容等について分かりやすく工夫をしていきたいと思っております。

また、個別に相談があれば、相談内容に応じて対応してまいりたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） ありがとうございます。職員が現場に出向いてやっていただけというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、前項の案件に附帯することですが、空き家対策として問題が出てくるのが相続人の問題です。相続人が複数であったり相続人と連絡が取れないと、空き家の状態が整理できない一番の大きな要因になります。当然国が考慮する問題であります、守秘義務もありますので役場が所有者との仲を取り持ち、連絡が取りやすい環境をつくっていいのではないかと考えますがいかがか、お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。お答えいたします。

空き家の所有者等から相談等があれば、相続関係の問題であれば司法書士さんを紹介するなど、相談内容に応じて適切に対応したいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。よろしくお願い申し上げます。

次に、空き家対策が不動産市場に与える影響を考えると、市町村の空き家対策が進むと、所有者からは何らかの対策を考えなくてはならないというふうに思います。全ての空き家が対策の対象ではないですが、売買や賃貸を目的として空き家や解体後の土地が不動産市場に流れる等、十分にこれは予想できます。

全体的な経済では、いわゆる塩づけになった不動産が流動性を持ちますし、解体修繕等も費用が発生するので、お金が動き活発につながると考えますが、また空き家の活用が増えれば地域にとっても有効に作用すると考えます。そこで現在の空き家バンクの整備状況はどのようなになっているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。現在の空き家バンクの整備状況についてでございますが、今月公開予定としております移住・定住サイトの中におきまして空き家バンクのページを開設する予定としております。現在作業中でございます。

空き家バンクの制度の運用につきましては、空き家の情報提供だけに限らず移住者等への物件の媒介までを円滑に進めることができるように、一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会、こちらのほうとの連携を図ることとしておりまして、現在協議を進めているところでございます。

また併せて、空き家バンク事業推進のために登録物件の改修や環境整備に係る費用の助成等も実施を予定しております。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。ありがとうございます。今の答弁で、登録物件の改修や環境整備に係る費用の助成も実施予定としておるという発言でございまして、これに対して物事が前に進んでいくというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、政府は所有者不明の土地や空き家問題の根本的な解決に乗り出し、相続登記の義務化も行い、土地所有権の放棄の可否など協議し、具体的な検討をする。法務省は民法や不動産登記法の改正を法相の諮問機関である法制審議会に諮問、政府は現在関係閣僚会議を開き検討作業したということですが、今、現在どのようになっているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。不動産登記法の改正につきましては、国のほうで現在作業中ということで、改正内容を検討中ということで伺っておりますが、まだはっきりしたことについては分かっておりません。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。ありがとうございます。

これについて私も調べてみました。法制審議会民法・不動産登記法部会第22回会議が、令和2年12月1日に開催されております。令和2年だけでも11回開催されております。今後この問題につきまして、注意深く見ていかなければいけないというふうに思いますので、関係建設管理課としてはもちろん見ておられると思いますが、毎月のように会議がこれあっておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、先ほど申し上げましたが、空き家所有者等のみならず、地域住民が相談し、対応を申し入れる窓口を明確にするとともに、空き家等対策を総合的に推進する実施体制の整備、空き家等対策は対応する部署が、建築指導、景観、環境、防災、防犯、定住者確保、利活用、地域づくりと多岐にわたる今、空き家所有者への助言指導、勧告などをしていくことになると思いますが、私としてはそのために大抵的な窓口の一本化が重要であると考えますが、お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。

議員のおっしゃるとおり空き家対策におきまして、窓口を一本化することは重要なことだと認識しておりますが、現状においては非常に厳しい状態です。

現在、主に建設管理課において対応しておりますけれども、相談内容がいろいろなケースがございますので、地域政策課等、関係する課と連携をしながら今後も対応をしていきたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 今、課長が申されたとおり、建設管理課、地域政策課に設置するというので、先ほど述べたときに設置するという考えでございまして、そういうこ

とで理解をしておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

最後に意見ですが、この空き家問題については、早めに検討すれば、やり方次第では人口減の歯止めにもつながり、高鍋町の活性化の材料になるというふうに考えております。

以上、質問をさせていただきましたが、実行に移していかなければなりませんので、令和3年度に向かって、この空き家問題は一步、二歩、進んでいくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（緒方 直樹） これで、日高正則議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

午前11時13分休憩

.....
午前11時25分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、7番、黒木博行議員の質問を許します。

○7番（黒木 博行君） 7番、黒木博行でございます。本当に月日のたつのは早いもので、あっという間に1年という月日が過ぎたような気がします。

今年は新型コロナで全世界に暗い影を落とし、日本でも第3波のコロナ禍が来ており、関東、関西、北海道など、医療体制も含め深刻な状況に陥っているわけですが、宮崎県内においても大変な状況になっていくのではと危惧しております。一人一人が今まで以上に危機感を持ち、日々の生活と向き合っていかなばと思います。

また、いまだにコロナにおいて風評被害があったり、差別的な文章等が出ていると聞いております。本人は悪気がなくても不用意な話、文章、ネットへの書き込み等で必ず傷つく人が出てきます。そのようなコロナ差別がないよう、一言申し上げて通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問につきましては、多くの町民の方が勘違いをしているだろう案件を幾つか抜粋し、質問をさせていただきます。

高鍋温泉について、①の温泉の指定管理、売却まで流れについて。

温泉の運営権が民間企業に変わったことにより、どのようなメリットがあったのか。また、あると思われるか。この件は、壇上よりお伺いいたします。

次に、高鍋温泉について、②温泉の入湯税について。③温泉と行政の今後の関わり合いについて。

次に、教育委員会が入居する商工会館の建設について。①管理コストと比較した行政負担について。②教育行政に対しての影響については、発言席よりお伺いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、ほかの議員と同じ内容となりましたので、割愛させていただきます。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。第三セクター、株式会社高鍋めいりんの里の経営移譲と、総合交流ターミナル施設の無償譲渡については、切り分けて考えていただきたいと思います。

株式会社高鍋めいりんの里については、株式会社メモリード宮崎からの株式譲渡による経営権移譲の申出を受けて、取締役会の承認議決を経て発行株式総数600株を、額面総額3,000万円にて売却し、それぞれの株主の収入となっております。

高鍋町は、財産処分に関する議会報告を経て、保有する全株式を2,100万円にて売却しております。したがって、株式会社高鍋めいりんの里を無償譲渡したわけではありません。

加えて、町の貸付金についても全額返済を受け、さらにその他の多額の借入金も受け入れていただいた上に、従業員の雇用も守られており、町としてはこれ以上もない他の赤字で苦しむ温泉を有する市町村が羨むほどの、最善の状態で譲渡できたものと考えております。

総合交流ターミナル施設につきましては、行政内部の慎重な検討に基づき施設の無償譲渡を決定し、公募の手続を経て総合交流ターミナル施設の譲渡先が決定し、議会の承認を得て正式に株式会社メモリード宮崎を譲渡先としたものでございます。正式な手続を経て、無償譲渡したのですが、これにより温泉の経営に安定がもたらされ、施設を利用する町民の皆様が安心して入浴いただける環境が今まで以上に充実したと考えております。

○議長（緒方 直樹） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） ①の温泉の指定管理、売却までの流れについて、ただ単にメモリード宮崎に無償譲渡されたと思われている町民の方が多くいらっしゃると思いましたので、ただ今町長が申し上げたとおり、第三セクター、前指定管理株式会社の株発行ですね、発行株式を高鍋町自治体、児湯農協、商工会議所、高鍋信用金庫よりメモリード宮崎が今までの事業実績で失礼な言い方なんです、今までの事業実績で考えれば、無価値に等しい株式を額面どおり買い取り、その上従業員もそのまま雇用してもらっております。

それなのに、無償譲渡と切り取って記載した会報により誤解されている町民の方が多くいらっしゃると思います。私としては、行政が後々背負うであろう負担を企業側が引き受けてくれたと思っているが、どうなのかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 譲渡先の企業様には、今後は温泉経営に関わる費用の全てを負担していただくことになるわけでございますが、我々が期待いたしますのは、今まで行政ではできなかったことを民間活力によりまして高鍋温泉を再興し、にぎわいのある温泉になり、高鍋町の観光に貢献していただきたい、その点を最も重視するものでございます。

○議長（緒方 直樹） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番。次に、温泉の指定管理、売却までの流れについての中で、

温泉施設を民間企業に譲渡するため、改修工事費約7,000万円を支出したと書いた会報が出ておりますが、これは譲渡するために必要なことで、もともと老朽化して手を入れなくてはならない時期に来ていたことと、レジオネラ菌が発生したことにより改修をしなければ施設として営業ができなくなったため、改修工事をしたと議会で聞いて私は理解していましたが、再度どうなのか伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。温泉施設の改修につきましては、レジオネラ属菌対策として行ったものであります。

その改修工事費につきましては、議会におきましてその予算案を御審議いただき、担当課より詳細説明を行い、御承認を得て執行したものでございます。

総合交流ターミナル施設は、レジオネラ属菌の発生に伴い、その対応に休業を繰り返してしまい、利用者の皆様には大変な御心配と御迷惑をおかけしておりました。浴槽や配管等の設備洗浄等により営業は再開いたしましたが、それだけでは十分な対策とは言えず、厚生労働省の技術上の指針に沿った施設改修が必要となったことから、改修工事を実施したものです。

つまり、町管理の施設であっても実施しなければならない必要不可欠な工事であったものであります。

○議長（緒方 直樹） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番。実は、この件はいかにも企業だけのために7,000万円の改修工事をしたと捉えることには問題があると考え、質問をさせていただきました。

次に、以前温泉の入湯税についての中で、ある町民の方より「入湯税は企業のために免除したのか。免除された分600円が450円になるのか」と聞かれ、その後温泉施設の関係者に話を聞いたところ、もともと500円の入湯料であったが、入湯税が利用者に150円かかることになり、合わせて650円と考えていたが、それでは利用者の負担が大きいと考え、切りのよいところで600円にしたということでした。

その後、入湯税が免除となり、入湯料が元の500円になっておりますが、仮に金額を下げないにしても、料金は運営会社が考えることでありまして、料金を450円に下げなければ利益供与になると思われる方がいるが、私自身には何を言いたいのか意味が分かりません。

ほかに温泉施設を経営する企業には、町民から預かっていた税金の納付を放棄するのはとありますが、要は企業が納付をしないのか、納付をしなくてもよいということに行政がすると勘違いしているのでしょうか。利用者の入湯税が免除されれば、入湯税を預かることはありませんし、何が不公平で理不尽な行為と感じているのか。

また、平等性を考えたら、入湯税だけでなく町内事業者の住民税を免除すべきと思われる方がいますので、再度入湯税についての説明をお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。入湯税は入湯客、町民も含めてでございますが、その入湯客に課すものであり、温泉施設を経営する企業に課すものではございません。7月に条例改正を行い、日帰り入湯客に対して課税免除としたことは、めいりんの湯が多くの人にとっての憩いの場であることに鑑み、地域住民の福祉の向上のために行ったものでございまして、温泉経営企業に対する利益のためとか、そのようなものではございません。

○議長（緒方 直樹） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番。先ほど上げた平等性を考えたら、入湯税だけでなく町内事業者の住民税を免除すべきということについて、入湯税と住民税はこれは全く性質の違う税と考えますが、どのような関連があるのかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。入湯税と住民税について説明をさせていただきたいと思います。

入湯税は地方税法第5条第4項において、鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として入湯税を課するものとする規定され、同法第701条において、入湯税は環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設及びその他消防活動に必要な施設の整備、観光施設の整備を含む観光の振興に要する費用に充てるとされております。

一方、住民税は均等割と所得金額に応じて負担する所得割、法人の場合には法人税割となります。があり、住民の日常生活に身近で個人ではできない地域社会に共通する市町村の仕事、例えば教育、福祉、道路の整備、ごみなどのための費用を個人や法人がその能力に応じて分担し合うという性格の税金となります。

説明しておりますとおり、入湯税と住民税はその目的や性格が全く違うものでございまして、入湯税の免除と町内事業者の住民税の免除は同様に考えるべき性質のものではないというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番。高鍋のめいりんの湯を引き受けていただいたのは、これは町長のトップセールスと執行部の取組の成果と考えておりますが、私はめいりんの湯の支配人をよく知っておりますが、話をさせていただいたとき、高鍋町町民の方に喜んでいただけた温泉施設にし、一人でも多く利用していただけたよう努力していきたいと。

また、会長においては、会社が全国的にここまでやってこられたのは、多くの人たちのおかげ。めいりんの湯については利益を追求するだけではなく、社会に貢献できればという思いでめいりんの湯を引き受けていただいたとお伺いしております。

また、先ほど町長も申し上げられましたが、さきのめいりんの湯が抱えた多額の債務を肩代わりしてもらっています。もしこの会社に引き受けてもらえなかったら、私は大変なことになっていたと考えています。

その上、このまま運営していれば、これは憶測ですが、年2,000万円から3,000万円の赤字を出し、仮に5年後に閉鎖し、建物解体、更地までに至れば、これきちんと私計

算しましたが、約3億円以上が町の負担に及んだと考えられます。

当然、現町長が町長になった時点で気づき、これはどうにかしなくては大変なことになると考えたはずです。このことについては勝手な解釈をし、文章にしたり悪く誤解を与えるような書き込みをする人がいるといけませんので言っておきますが、ここに至っては誰の責任であったという次元ではないということです。

それを言い出せば、めいりんの湯をつくった当時の行政が悪い。またその当時可決させてしまった議会が悪い。はたまた管理してきた第三セクターが悪い。めいりんの湯を運営してきた歴代の支配人ほか責任者が悪い。歴代の町長が社長を務めてきておりますので、歴代の町長が悪いということを言い、揚げ足を取るような人が出てくるといけませんので、申し上げておきます。

今、日向においてですが、日向市のお舟出の湯は休館しております。閉鎖してしまうとさらに負担がかかってしまうことと、どうにか運営の引受け手がいないかという思いが強いので、休館しているのかと考えております。

ほかにも、そのような施設が多く出てきていることを考えますと、めいりんの湯を引き受けて株式を額面どおり買い取り、債務負担まで肩代わりし、厳しい運営になるだろうと分かっている社会貢献の意思のもと引き受けてくれた、ある意味高鍋町にとっては恩ある会社、そのような会社がなぜ批判されなければならないのか全く分かりません。憤りを覚えておる次第であります。

次に、温泉と行政の今後の関わり方について、町長はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。実は、高鍋町長に就任して最も苦慮したのが温泉の経営でございました。議員の発言にありましたとおり、日向の温泉は閉鎖に追い込まれました。日向市長から御相談もうけました。どのようにすれば高鍋町のように民間に譲渡できるんだと御相談もありましたが、そのような引き受け手があるとは信じられないという御返事も賜ったわけでございます。

続けさせてもらいます。高鍋温泉めいりんの湯につきましては、観光だけではなく、健康や福祉分野、周辺地域の活性化にまで関わる重要な地域資源でございます。民間企業により運営されることにはなりましたが、温泉施設に関する事業としましては、現在もなでしこバスや介護予防事業、入湯券配布などを連携して実施しており、町民の皆様の利用を促進することで利用者の体と心の健康増進につながることも期待しております。

また、メモリードグループの会長、吉田茂視様からは、温泉を引き受けると同時に宿泊施設、また四季彩のむら周辺まで開発を考えていきたいという御返事も賜ったわけでございます。今後も温泉と連携し、様々な事業を展開してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番。町長が今申し上げられたことは、私も一部聞いております。高鍋町にとっても総合レジャー施設としてやっていただくということになれば、非常に高鍋にとってはプラスになると思っておりますが、このような誹謗中傷が出てきますと、企業側も考えると思いますので、その辺りはぜひ確実に理解した上で、めいりんの湯の運営を語っていただきたいというふうに私は思います。

次に、教育委員会が入居する商工会館建設について、①の管理コストと比較した行政負担についてお伺いいたします。

高鍋町にて新しく教育委員会館を建て直すよりも、商工会議所の建て替えに合わせてそこに入居したほうが、維持管理費を考えると行政負担も軽くなるとの説明を受けて、私もそう思い教育委員会のある場所の町有地に商工会館を建てることに賛成いたしました。商工会館への教育委員会が入ることでのメリットはうそ、詭弁と考えている方がいる。

理由としては、会館面積414坪、建設費2億6,700万の2.5倍の維持管理費が過剰負担ということの説明に対して、また教育委員会が必要なのは140坪だけ、この件も意味がよく分からないのですが、要は維持管理費を全体の414坪で計算している。実際、教育委員会が使用する140坪の計算をしていないということなのかなとは思いますが、しかし、ライフサイクルコストを考えれば、教育委員会は入居したほうが行政負担は軽くなると思いますが、どうなのかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。コスト比較の件についてでございますが、5月7日の議員協議会の場などにおいて、一定の条件の下に試算した結果であるということをお説明をさせていただいたところでございますが、その中におきまして1年度当たり1,300万円以上のコストメリットがあること。

また、一般的にも事務所として使用する建物の維持管理費用は、建設費用の3倍、場合によっては4倍とも言われておりますので、商工会館の一部を賃借したほうが、負担は間違いなく軽くなるというふうに判断をしているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番。次に、商工会館建設に関連しまして、以前議会で商工会議所が町有地を借りて建物を建てることについて、法的内容でのやり取りがあり、これやむやになっておりますが、ある会報でも行政財産を普通財産に用途変更することは、執行部が法律上手続きを行えば合法だが、常識では不適切行為とあるんですが、普通法律上合法であるのに、それが不適切というのはこれいかんと思うんですが、前回のやり取りの法的に町有地を普通地に変更して、商工会館を建てるのが合法なのか、違法なのか、はっきりと正しく法的解釈を含めて説明をしていただきたい。

また、不適切行為ということについてどう思われるかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。財産の用途を行政財産から普通財産に変

更をすることについてでございますが、地方自治法第149条におきまして、普通地方公共団体の長の担任事務が列挙をされております。

その中に、「財産を取得し、管理し、及び廃止するということ」が規定をされております。行政財産を普通財産に用途変更する行為は、この規定の「管理し」という文言に含まれておりますので、普通地方公共団体の長限りの権限として法律により許容をされているものでございます。

○議長（緒方 直樹） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番。結局、法的には問題がないということによろしいわけですね。町有地の問題については、これいろいろありますが、今からは町有地をいかにうまく活性化して使っていくかとか、また企業に貸し出すかとか、売るかとか、整理の段階に入ってきている時期だと私は考えています。

自治体の名前は言いませんが、ある自治体では駅周辺を結局買い取り、町有地にしております。逆に、あるこれはJ Aですけど、ために町有地をまたそこに普通地として出しております。

要は、結局その町有地をがんじがらめにしてしまうと、用途的にどのように結局やっていけばいいか幅が狭くなると思いますので、私は町有地利用に関しては、問題があるところももしかするとあるかもしれませんが、私はいいことだというふうに個人的に解釈しております。

次に、高鍋町教育委員会が間借りでは、歴史と文教のまちの汚点となると考えている方がいます。要は、教育に影響する教育委員会施設の建設費をけちって間借りさせるなど考えられない、ほかの予算を削ってでも教育施設は充実させるべきと会報に記述してあるのですが、しかし全国どの自治体においても、今後財政運営がますます厳しくなり、特に初期投資が大変になっていく状況の中、これからは財政的課題をどうクリアするかも、ひとつ行政の大事な仕事というふうに考えることだと私は思っています。

有効な施策の実現、実行がこれ遅くなれば遅くなるこそ、それこそよりよい町民サービスができなくなるんじゃないかなと考えております。改めて今回の商工会議所への入居が、歴史と文教のまちの汚点となるのか、教育行政に対しての影響についてどう思われるのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（川上 浩君） お答えします。

この事案につきまして、昨年度の3月議会の一般質問において、建物の所有云々もさることながら、大事なのは教育委員会のあり方、姿勢、中身なのではないかという御指摘がございましたが、教育委員会として忘れてならないのは、社会教育、学校教育双方の領域において、町民の皆様によりよいサービスの提供に努めることだと考えております。

現在の庁舎第2別館につきましては、事務局職員の執務に支障があることに加え、エレベーターもなく、トイレもほとんど和式であるなど、訪問される町民の皆様に御不便をお

かけしている状況である。そのことについては、御報告したとおりでございます。

昨日の一般質問において、会議室は不要であるという御指摘がございましたが、会議室は期日前投票所を兼ねた形での運用を計画しております。現在、約140名の職員が町内の小中学校の児童生徒の指導や支援に当たっておりますが、本町におきましては、長年にわたって教育委員会内に教育研究所を設置して、よりよい指導、支援をその工夫改善に努めてまいりました。

教職員の研修等に活用できる場を準備することは、文教のまちの教育委員会にとって極めて大切であります。決して不要ではないということを改めて御理解いただきたいと存じます。

民間活用につきましては、準備期間の短期化や建設の手續に係るコストの節約、さらには役場職員のマンパワーを建設準備に割く必要がないなど、町民サービスの保障という点において大きなメリットがございます。

現在、実は学校施設の老朽化、全体的にその老朽化にどう対応するかが私どもにとって大きな課題となっております。今回の教育委員会庁舎の事例は、その大きな課題に取り組む1つのヒントになるのではないかと考えております。

文部科学省は、学校施設の整備に関して公共施設における民間活用、いわゆるPFIの手引書を提示しており、他県ではPFIによる公立学校の建設の事例も出てきていると聞いております。

施設の建設のための予算やその準備に要するマンパワーなど、具体的な課題をクリアするためにも、民間活用についてさらに私どもは勉強しなければならないと考えているところでございます。

このようなことですので、教育委員会が商工会議所の建物に間借りすることが、歴史と文教のまちの汚点となる理由が、私にはあまり理解できないというのが率直なところであります。

着任以来、私が常々感じておりますのは、例えば学校を支援する人材が豊富であるとか、文化や歴史を重んずる方々の層の厚さといった一朝一夕では築けない、そして幾らお金を出しても、なかなか手に入れることのできない難しいそのようないわゆる社会文化資本という、そういうものが高鍋にはずっと積み重ねてきていた、そういうことをずっと実感しております。

私としては、このような高鍋の長所、そういう強みを大切にするとともに、一方では時代、社会の変化に対応しながら、よりよいまちづくりに励んでいく、そういうものは私どもの仕事ではないか。教育行政に関わる私どもの仕事じゃないかと考えています。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） よく分かりました。

次に、前日の一般質問の中で建築費負担ですね、賃貸費負担など、ライフサイクルコス

トが含まれないまま数字説明がありました。確かに入居、家賃、土地の賃借などについては、普通であればなるほどと思う部分はありましたが、物件にもこれよりも。長い期間においてライフサイクルコストを考えれば、逆に商工会議所のほうが、私負担のほうが大きくなるのじゃないかなと考えております。そのために、バランスを考え決められた家賃と、私個人は解釈し考えております。

ただし、このことは後にも申し上げますが、執行部が議会議員に詳細に説明をしておくべきだったと私は考えております。

また、30年の賃借に関しまして、長過ぎると一般質問で意見がありましたが、借地借家法を解説しますと、借地権の存続期間は30年、借地契約更新の場合、最初の更新が20年、それ以後は10年となっております。契約でこれより長い期間を定めたときは、その期間となりますが、30年以下という契約は貸すほう、借りるほう両方での都合で、よほどのことがなければほとんどないと考えます。

事業所用案件の定期借地契約も、ほぼ30年になっております。町民の方に間違いが伝わるといけませんので、一言申し上げておきます。

高鍋の行政、商工会議所、同じ高鍋で支え合う案件でどちらが得するようなことは、私はないと考えますし、行政、商工会議所、互いの負担が軽くなるための案件に対し、何が利益供与ということになるのか、私個人は違和感を覚える次第であります。

ライフサイクルコストも含めて考えて利益供与ということになり得ると思われるのか、思われないと考えますが、念のために町長にお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） まず、利益供与とは、一般的に会社法第120条の規定により、株式会社の行為として禁止されている利益の供与を指すものでありますので、町が特定の者のみに対し違法または不適切かつ恣意的に利益を与える行為と理解して答弁をさせていただきます。

間違った言葉を頻繁に使われる方がおられますので、これを指摘してからお話をさせていただきます。

今回の商工会議所、商工会館建設及び同会館の一部を賃借することの背景や、町の考えにつきましては、これまでも幾度となく申し上げてまいりましたが、法令には抵触しないことをはじめ、現行と同水準の住民サービスの提供を図りつつ、行政コストの縮減が実現すること、コストの縮減により将来負担を回避しつつ、町民の皆様により適切な行政サービスを提供することができること、今後より重要となる官民連携、官民協働の大きな原動力となることなど、結果的に町全体にメリットが及ぶことを理由に、所要の判断をしたものであります。

また、今回は高鍋商工会議所と連携して取組を進めているところですが、これは相互が所有する施設の老朽化が進み、更新のタイミングが同一であったことによるものであり、仮に農協会館が同じタイミングで建て替えがあれば、私は農協と連携することも当然であ

ると解釈しております。

高鍋商工会議所に対し違法または不適切かつ恣意的な利益を与えることを意図したものでは断じてございません。

○議長（緒方 直樹） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 実は、私もこの利益供与というこの件は、町長がおっしゃったとおり、同じく思っております。利益供与でないとしますと、住民監査請求を起し、訴訟を起こされても敗訴することはないと考えておりますが、裁判制度に私は詳しくありませんが、よくよく調査して訴訟を起こさないと、町の税金をまた無駄に使われることになると思いますが、どう思われるか町長にお伺いしたいのですが、ここでこのことをこの場で答弁することは不適切と考えるのであれば、答弁は結構です。もし不適切でなければ、ぜひ答弁をお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 私は倫理観を持って、私のといいますか、これは政治家としての倫理観を持ってすれば、売名行為として訴訟を起こす、これで最低でも弁護士料として90万円町の血税、町民の皆さんが納めた税金を使うことになります。また、それ以上にすぐ却下されるようなことを安易に訴訟として訴えられることは、よほどの政治的な責任を取る覚悟の上でやらない限りは、政治家の念持を疑わざるを得ないというふうに考えます。

○議長（緒方 直樹） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番。次に、「議会に何の説明もなく週報「お知らせかなべ」より、11月1日から工事が始まることを知った」と会報にありましたが、これは執行部が議会を軽んじているとまでは思っていないんですが、先ほど申し上げたとおり、商工会館建設の件は、教育委員会の入居の件と絡み大事な案件ですので、私も工事日程が決まっていれば、ほか必要な報告もあったと考えられますので、議員協議会にてもちゃんと執行部が報告するべきだったと思います。

これに限らず、大事な案件については、本議会で予算が議決されればそれで終わりというのではなく、工事が終われば終わったできちんと議員に検証してもらうなど、議会議員にはきちんと伝えないと、これ議会軽視と取られてもしようがないんじゃないかというふうに考えます。

執行部の方々の中には、議決権を持つ議員には、予算、条例、ほかなどで賛成してさえもらえばいいというような考えはないと思いますが、この件をどう思われるか、副町長にお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 副町長。

○副町長（島埜内 遵君） 議会の皆様への説明、報告についてでございますが、決して議会将軽視するものではありませんで、町政に関する重要な事項につきましては、議会事務局とも連携をいたしまして、適切な説明、それから報告に今後一層努めてまいりたいと思

います。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番。議員が捉える重要案件と執行部が捉える重要案件とは、捉え方の違いもあるのだろうかと思うところもありますが、大事な案件は議員協議会を通じて議員にきちんと説明しないと、都合の悪いことは伏せてしまうのかと思う議員も出てくると考えます。

ただ、私も含め議員より議長を通じ、執行部に大事な案件は説明をしてもらうように要望はかけていかなければいけないと考えます。また、この件については、私個人も反省しております。

今後、執行部と町議員で情報の共有を図ることで、町民の方々に正しい情報を伝えることができるようになることは、私は大変重要なことだと考えます。

最後に、私自身は会報の中にあるように、議会が手続上の追認機関に成り下がっているとは思ってはいません。多くのほかの議員もそうだろうと思っております。しかし、この件に関しましては、そうならないよう注視し、議会議員として町執行部とは是々非々で今以上にきちんと議論していくことが大事と思っております。

また、一部を切り取り、また色々な事案を本当に理解できていない中で偏った伝え方をすることは、町民の方々に誤解を与えますし、許しがたいことだと思っておりますので、今度私は町民の方々に間違った情報が伝わらないよう、正しい情報が伝わるよう、今後このような一般質問をさせていただくことがあるかと思っております。

以上で、私7番、黒木博行の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（緒方 直樹） これで、黒木博行議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をしたいと思います。13時10分から再開いたします。

午後0時05分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

.....

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、15番、後藤正弘議員の質問を許します。

○15番（後藤 正弘君） 15番。皆様、こんにちは。後藤正弘です。町長、副町長をはじめ町職員の皆様、日常の業務に加え新型コロナウイルス感染症、抗病原性鳥インフルエンザなどの対応や消毒、自然災害等の対応に心身ともに休まる暇がなく尽力をいただいております。体調に十分留意をされ、頑張ってくださいと思います。

私たちが住んでいる高鍋町を明るく豊かで住みよい町にしていくことが、今回2期目の私の公約なので、可能な限り具現化できることをモットーに、残りの任期2年間で町執行

部の皆様と対等な立場で、それぞれの役割や権限を尊重し合いながら、高鍋町民の声を町政に反映させ、安心、安全な町をつくり、町民の声に応じられるよう頑張っていく所存でございます。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私は、1、町長の施政方針について、2、新型コロナウイルス感染症について、3、ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策について、4、防災について、5、道路維持について、6、サツマイモ基腐病について一般質問を行います。

1、町長施政方針については、黒木町長就任以来4年間の過ぎようとしておられます。黒木町長の4年間の施政方針の中で達成すべき目標が10項目ありました。その10項目の成果と課題をお聞かせください。

以上、登壇としての質問とし、後の2、新型コロナウイルス感染症について、3、ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策について、4、防災について、5、道路維持について、6、サツマイモ基腐病について、各詳細については、発言席にて質問いたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。御質問にお答えいたします。

話が長くないよう、話が長いと総務課長に叱られますので、手短に話したいと思います。

4年目が終わりに近づこうとしております。私は、豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生をビジョンに、農畜産業が豊かになってこそ商工業が潤い、町が元気になる、これを基本理念として産業振興・高齢者福祉、子育て教育・住環境整備を3つの柱に、10のプロジェクト、目標達成計画を立案し、まちづくりに取り組んでまいりました。

若者がチャレンジできて、お年寄りが健康で豊かに過ごせて、子育て・教育に最適な施設と環境を備えた豊かで美しい活力に満ちたまちをつくる、それが私が町民の皆様にお約束をしたものでございます。

まず産業振興、農畜産業が豊かになってこそという取組です。

まずは、この4年間様々な支援、あるいは災害への対策等、欠けることなく職員の皆様のお力を借りて取り組んでまいったというふうに考えます。

私は、また掲げました6次産業化、そして農産品のブランド化でございます。これはブランド化は、この4年間で一歩踏み出したというふうに考えています。高鍋・木城の有機農法推進協議会を設立しました。なかなか人財の確保で遅れておりましたが、今後人財がいよいよ決まりそうですので、高鍋町に木城町とともに有機農法のJAS認定の施設をつくること。

これは、振り返れば綾町郷田町長の政策に振り返れば、綾町もJASの認定機関をお持ちでございます。あわせて町の地域のブランド化を照葉樹林のまちとしてうたってこられました。照葉樹林文化論という当時としては非常に魅力的なシンポジウムを重ねながら、地域のブランド化をしてこられたわけでございます。

文化論とどう重なるかという、やはり J A S 認定の農家、これは観光農業をやる人にとっては、余り関係ない部分です。観光農業をやる方は生産の拡大、あるいはその本質を求める仕事はずっとやり続けて、一部の農家の方がそのブランド化としての安心、安全の J A S 農家として期待が得るようなまちにすること。綾町が J A S 認定農家は 1 1 軒しかありません。1 割にも満たないわけです。高鍋町は 1 件。

なぜ綾町が 1 割にも満たない町が、安全、安心のまちと言われるかというのは、これはまさにブランド力であります。そここのところを木城と手を合わせながら、手を携えながら、今後取り組んでまいる所存でございます。

6 次産業化も物をつくるというよりは、出口から例えば焼酎ですと、当然地元の材料を使いますし、またギョウザがあります。キャベツはある。また、できることならギョウザの製品を作っておられる方にも話しますが、小麦の栽培があれば、皮までも地元をリサイクルしていくという、栗のお菓子屋さんがあれば、栗の栽培も地元でという、出口から遡った 6 次化というのを、今後取り組むことをお約束をしなければならないというふうに考えている次第でございます。

小さな町のチャレンジ、少し大げさな言い方で、イタリアの小さなまちが取り組む地域がリサイクル、循環していく物づくりですね、そのような方向が高鍋町はどこを切っても金太郎飴というような、農業ではないある種の特殊な農業を、文化として農業を一部取り入れることで、ブランド化を図ればというふうに考える次第でございます。

そして、私は就任するに当たって、南九州大学の跡地の再生なくして高鍋の再生なしと言って運動していただきました。幸いなことに、ダイシンキャノンの社長が、桑原初美さんが高鍋出身の方で、西中学校の後輩でありました。このチャンスを逃すわけにはいきません。半渡町長にも心を割ってお話をさせていただき、大学の跡地にキャノンの工場誘致ということで、おかげさまで大学にも話に行きました。

最初は、大学はもうつつけんどんです。人の土地に企業誘致とはどういうことだということで、学長、あるいは理事長に何度お話をしに行ったことでしょうか。やっと理事会でプレゼンテーションをしていいということで、1 4 億 6, 0 0 0 万円の投資をすることになったわけです。

今、キャノンが私の目算ではありますけれども、キャノンの支払う固定資産税、そして法人税、そして使用する上下水道代、この町への収入は、3 年間の固定資産免税があっても、1 0 年以内に回収できると思います。これが投資です。我々は投資をしたということを考えなければ、これはキャノン誘致じゃないんです。大学跡地の再生です。大学跡地が、何も生まなかった場所が財源になったということを認識しておく必要があります。

それから、きょう黒木議員の質問にもありましたが、温泉の赤字を、お湯ではなく赤字を垂れ流していた温泉をどうするかということで、宮崎で一度お会いし、そして長崎にも飛んで行き、吉田茂視会長と一晩お話をさせていただきました。

最初は指定管理者のつもりでしたが、最後に私が出た言葉は、買ってくださいという言

葉でした。そして、吉田茂視会長は、あの地域を開発したい。宿泊施設から四季彩のむら一帯までを開発したいというお話を賜って、今のような形に一步進み出したという状態があります。今後の開発にまた思いをはせる必要があると考えております。

それから、教育会館がぼろぼろでございました。時を経て70周年商工会議所が迎えたときに、増田会頭は商工会館を造りかえるんだということでございました。官民連携、このチャンスを逃すわけにはいかない。中にテナントとして入ることで、どれだけ町の財政をつくらずに、そしてライフサイクルコストで考えれば、4分の1、10分の1の建物が崩されるまでの間のコストダウンをしての方向、教育会館を建て直しができるんだということで、それを実行させていただきました。

3年ほどちょっと検討時間がかかりましたけれども、来年の5月に設立されていくことによって、官民連携の大きな事例として、ほかのこの児湯内の町長は、大変羨ましいと言っていた事例になっているわけでございます。

それから、道の駅が高鍋町にはございませんでした。道の駅をつくるには、皆さん御存じのとおり経費がかかります。しかも、国交省から予算が出ても、大体8割ぐらいは道の駅というのは赤字でございます。

高鍋町道の駅をつくる方法、ゴボチの工場、和田社長にお願いして、工場を黎明温泉の跡地に来ていただき、道の駅の機能を備えた工場にさせていただきたいということで、今のようなママンマルシェタカナベができたわけでございます。出資をせずに道の駅機能を得ることができたと思います。

そのほか、南薩食鳥株式会社、エイムネクスト株式会社、ライフテクノロジー株式会社、それから日向利休庵さん、様々な企業の誘致をこの4年間やることができましたし、町内の企業の工場拡張のお手伝いもできたと考えます。

それから、まちづくり会社、株式会社マチツクルというのを設立し、町内7社の出資によって設立と。地域商社として機能していきたいのですが、とりあえずは中でも町なかの古民家の再生、あるいは町家の再生をしていくというところからのスタートをしているところでございます。行政にはないスピード感で取り組んでいるわけです。

今までちょっとお話をしましたとおり、私は民間を活用する、民間の力でどうやってまちをつくり替えるか、その事例を多く含みながら取り組ませていただいたのは、御理解していただいていると思っております。

それから、ふるさと納税、ヤミーフードさんのお力を借りながら楽天ショップイヤーを2年連続受賞して、県内出遅れながら第3位の納税額にもっていくことができました。ギョウザフェスティバルの開催等を行い、地場産品、6次産業化の推奨をしてきたわけです。併せて今後は、中小零細商店街、あるいは商工業者の支援、町なかの活性化に取り組んでいく必要があると考えております。

それから、長年浸水被害に遭ってございました小丸出口、宮越、宮越上、南宮越、そして大池久保地区ですね、宮越樋管のポンプを大きくすることを国交省に地元の期成同盟会を

つくって、期成同盟会の会長とともに国交省へ乗り込んでお願いをして、予算ができたわけでございます。

また塩田川、これは県の予算ですけども、塩田川の嵩上げもおかげさまで国土強靱化の流れの中でうまくいったというふうに考えております。

それから、歴史シンポジウムも開催を重ねていきました。これは、高鍋町の私の考える歴史と文教の城下町の再生にとっては根幹をなす事業の一つと考えております。その流れの中で、童門冬二先生に会いに行きました。先生、上杉鷹山公のすばらしい小説があるけれども、高鍋藩の小説がないではないですかと問いただしていただきましたら、実は高鍋藩のことを書いていないのが心残りだという話をお聞きしました。

すぐにPHP出版社に飛び込んで行きました。PHP出版がほとんど全て童門先生の出版社であります。来年の2月、小説、秋月鶴山として、これ大変もう内容を見させていただきました。大変すばらしい小説としてベストセラー間違いないんじゃないかというのは、言い過ぎかもしれませんが、そのような小説が全国の書店に、高鍋の歴史の小説が並び、全国の図書館に高鍋の歴史を書いた小説が並ぶということになるわけです。

これも社会教育課のお力を借りながら、そして基本的には観光協会が主体となって取り組むことになります。

併せて来年には、NHK大河ドラマ推進実行委員会を高鍋町に設立します。急なこととお思いでしょうが、実は目算があります。米沢は早くから上杉鷹山公の物語をとということで、NHKにお願いしておられました。そこに高鍋町も加わることで、東海市と三つ巴になりながら加わることで、上杉鷹山のドラマに高鍋藩の最初の歴史が加わるような動きをさせていただこうというふうに思っております。

本年2月、宮崎・小丸川コース、トレッキングコースが九州オルレに認定されました。これは大変すごいことです。ある意味では済州島から生まれた世界のトレッキングコースの中の1つに、小丸川・宮崎コースができたわけです。何百年にわたって鳴野地区の皆さん、あるいは木城、美郷町、日向の皆さんが守ってこられた歴史が、1つの国際的なトレッキングコースになったり、年に1回の大会が今年はコロナで行われませんでした、それでもこっそり海外の方が見えている事実がございます。多くの方を呼び込めるすばらしい、途中高鍋大師から海を見るコース、そして鳴野浜、海にたどり着く12キロのコース、多くの方が感動をしておられました。このようなコースはめったにないということでございます。

中村議員にもありましたけれども、一つのものを磨いていけば、必ず道ができるということ、実行できたのではないかとこのように思います。

それから、蚊口浜海浜公園、キャンプ場の整備を今後進めていかねばならないと考えています。また、磯亭さんが事業を辞められて、そこを今観光協会が譲り受けて、あそこをリノベーションして最も海に近い、サーファーをメインとしたゲストハウス、そして一階は海に近いレンタルオフィスとして改修していきながら、海浜公園の管理、またキャンプ

場の整備を行い、また駅のリノベーションまでつないで、蚊口地区の活性化につなげていければというふうに考えているところでございます。

それから、中学生までの医療費の無償化をしました。できれば高校生までと考えております。65歳以上のインフルエンザ予防接種も自己負担を抑えるということができましたが、できれば無償化にできないかということで考えていますが、県知事には断られましたので、何とかしなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

それから、スマートウェルネスシティを構想に上げています。健康で幸せなまちです。スマートウェルネスというと、スマートという言葉がつくと少し難しく考えがちですが、住んでいるだけで長生きのできるまちにしていこうということです。

人が歩くことがどれだけ健康になるか、そこに予算を積んででも医療費が下がる、そんな取組をして、住むだけでも長生きになるまちだというふうにしていかねばならないと考えております。

それから、キャリア教育支援センターを商工会議所内に設立しました。ふるさと教育の充実を図っていかねばなりません。学校教育、これも今教育長の下、学校教育の充実が随分なされました。外国語教育は高鍋のレベルが上がりました。2人のELTがあります。様々な学力の向上も図れましたし、また高鍋は特別の支援教育というかですね、障がい者の方の教育にも非常に力を入れている教育のまちに今なってきていると考えます。

それから、高鍋農業高校の募集枠を全国に広げました。飯野高校がそうでしたが、寮があるんで県の教育機関にお願いして、全国から募集してくださいということで、来年の4月から、全国から高鍋農業高校は募集することになります。

それから、高鍋高校も児湯学友団コンソーシアムというか、プロジェクトを立ち上げていただくような予定になっておりますので、郡内の中学生に高校の先生方が教育することによって、子どもたちを高鍋高校に導いていこうという流れができればというふうに思っております。

それから、何年もお約束をしながら進んでいない図書館の再生、これも進めていかねばなりませんし、建物を大きくするのではなく、町なかの学習館というものを2つほど造ることで、機能性を幾つか設けることで無駄な出資を、また出費を控えた取組をさせていただければと思う次第です。

それから、石井十次賞の審査員に宮崎日日新聞社の町川会長をお願いしました。これは宮日さんと大きく連携をすることで、石井十次賞をアピールできるものと考えます。今の若山牧水賞規模の形にならないかということでございます。

今年の宮日の十大ニュースの中に、石井十次賞が黒柳徹子さんに授与されたというのが、その十大ニュースの中に入るという情報がちょっと入ってきておりますが。

それから、高鍋町もわかば保育園の改修がでございます。わかば保育園につきましては、私はその民営化ということにおいては、私のお約束したことが守れなかったわけでございます。ただ、これは大変重いことで、民営化せずにリニューアルして新しくする、障がい

児が多い保育園となることは、健常児と障がい児の割合というのはとても重要でございます。民間の保育園でも障がい児は扱えるわけでございますから、障がい児というよりは、もっと新たなビジョンを持った、町がさすがに運営する保育園だというものにしていかなければ許されません。少子化で民間の保育園がもう経営が厳しいのが目の前に来ています。その中で町営にしたということは、私の責任でございますので、どれだけ質の高いものにしていかなければならないのか、あるいは元に原点に戻すのか、そのところが大きな取組になると考えます。

それから、ふるさと高鍋大使制度を設けました。関東地区の高鍋町人会の設立、タカナベカイドウを町木に指定しました。あとホームページのリニューアルも設けました。

そのほか、言うといろいろと数多くのことをさせていただきました。この間、4年間で私は高鍋町が動き始めたというふうに思っています。これは、行政の皆さんの力や議員の皆様のおかげであり、また本来町の民間の力が大きく動き出したのではないかとこのように感じているところです。

これは、序章、スタートに過ぎない。これからが本番だというふうに思っております。本年12月1日、高鍋町の人口2万59人です。2万人を切るか否かと言っていたのが、もう目前でございます。私は2万人を切っちゃいけない。私の、指示している方も、「敏之、2万人を切るなよ」と言われ続けてこの状態です。誠に申し訳ないと思います。

ただ、やるべきことを高鍋町はまだやっていないんだと。高鍋町は自然と人が増える、人口が減らないということはないんだと。じゃあ、何をしなきゃいけないのか。移住・定住、この取組をもっと積極的にしなきゃいけないというふうに考えていることでございます。

どうぞまだ話は尽きませんが、総務課長に叱られますので、本年今こそ豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生、この揺るぎないビジョンを目標に、農畜産業が豊かになってこそ商工業は潤い、町は元気になる。産業振興、高齢者福祉、子育て、教育、防災、住環境整備の充実、新たな10のプロジェクト目標達成計画を立案して、高鍋町をさらに魅力あるまちへと飛躍させ、若者がチャレンジできて、やりがいのある仕事があり、お年寄りが健康で豊かに暮らせて、子育てに最適な環境を備えた、豊かで美しい誰もが暮らしたいと思える活力に満ちたまちを、皆さんとともにつくっていく決意でございます。どうぞ御理解を賜り、ともに力を合わせていくことができればと考えているところでございます。

以上でございます。どうもありがとうございます。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。只今黒木町長より4年間施政方針、達成すべき目標、10の項目についてしっかりと成果及び課題についてお聞きしました。

来年2月、町長選を迎えるに当たり、1期4年間の経験と実績を生かし、次のステップへの糧となるようお願いいたします。

そして、あらゆる困難に立ち向かい、高鍋町をさらに強く発展させてください。よろしくをお願いいたします。

次の質問に入ります。新型コロナウイルス感染症について、①、新型コロナウイルス感染症対策を進める上で、国や県との連携はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。感染症対策を進める上で、国と県との連携についてでございますけど、県から対策に関する情報提供や事業所への周知依頼等があるほか、県内の全市町村の首長や担当課長においては、ウェブ会議等で意見交換等を行うなどの連携を進めているところでございます。

なお、国との直接的な連携等はございません。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） それでは、②の新型コロナウイルス感染症対策を進める上で、近隣市町村との連携はどのようになるのか伺います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。感染症対策につきましては、国、県から示される知見に基づく感染症対策に取り組むことが基本と考えるので、近隣市町村との連携は、現時点では考えておりません。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。それでは、③、PCR検査強化について伺います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。PCR検査の強化についてでございますけど、PCR検査につきましては、県が実施機関となっておりまして、強化対策についても県によるものと考えます。

例年、12月から3月にかけて季節性インフルエンザの流行が見られることから、発熱等の症状がある場合には、まず地域で身近なかかりつけ医に電話で相談していただき、かかりつけ医もしくは電話等で案内された医療機関において、医師の判断によって検査が行われるような体制となっております。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。それでは、④の医療体制の拡充について伺います。

現在の医療体制について伺います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。医療体制の拡充についてということでございますけど、只今県内におきまして感染症指定医療機関は31床、協力医療機関などが215床、それから宿泊施設の250室が確保されておりまして、医療提供体制の整備が実施されているものというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。それでは、⑤の次は新型コロナウイルス感染症の見直しについてであります。去る8月28日に、国は新型コロナウイルス感染症に関する今

後の取組方針を発表いたしました。この中で、今後の検査体制や医療提供体制の確保などとともに、新型コロナの感染症法における権限の運用について、今後柔軟に見直しを行っていくこととしております。

そこで、新型コロナ感染症法上の位置づけの見直しについて、町はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。まず、令和2年8月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された今後の取組内容について、ちょっと御説明いたします。

1点目が軽症者や無症状者の方には、宿泊療養や自宅療養対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化するということ、2点目が検査体制の抜本的な拡充で、季節性インフルエンザ流行期に対応した地域医療機関での簡易かつ迅速な検査体制の構築及びPCR検査や抗原検査の拡充、3点目が医療提供体制の確保、4点目が治療薬、ワクチンの確保、5点目が保健所体制の整備、6点目が感染症危機管理体制の整備、7点目が国際的な人の往来に係る検査能力・体制の拡充でございます。

これにつきまして町といたしましては、感染拡大防止と社会経済活動との両立ができることを期待するとともに、これら国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。次に、新型コロナの退院基準についてであります。

新型コロナと判明いたしますと、原則入院または宿泊療養施設で療養を行うこととなっております。3月や4月の第1波と言われる頃は、退院時にPCR検査を行い、陰性が確認された後に退院となると認識しておりましたが、現在においては、一定の条件を満たせば、PCR検査を受けなくても退院ができるようになったと国の基準が改められたとのことであります。

そこで、国がPCR検査を行わなくても退院できるとしたその根拠をお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。退院基準についてでございますけど、有症状者に関する退院基準につきましては、WHO世界保健機構の基準が短縮されたことによって行われたものです。内容が、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合。

それから、次に症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあけて2回のPCR検査で陰性を確認のいずれかで退院が可能となります。

また、無症状病原体保有者の退院基準につきましては、CDC米国疾病予防管理センターの基準を参考にして定められております。

新たにPCR検査による退院基準が設定されることとなりました。

ちょっと説明いたしますと、検体採取から10日間経過した場合、それから次に検体採

取日から6日間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査陰性を確認した場合のいずれかが退院可能ということになっています。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。次に、新型コロナウイルス感染症の中小企業への影響についてであります。

新型コロナの感染拡大は、外出自粛や休業要請等により直接的な影響を受けた飲食業や宿泊業のほか、あらゆる業種の企業経営に多大な影響を及ぼしております。

新型コロナウイルス感染症に関連した県内企業の倒産状況についてお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。新型コロナウイルス感染症についての中
小企業への影響についてでございますけれども、報道等によりますと、民間の信用調査機
関のまとめでは、今年度上半期の県内企業の倒産件数は14件と発表されております。こ
のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けての倒産につきましては、4件とのこと
でございます。今後影響の長期化に伴いまして、今後さらに倒産件数が増加していくこと
も予想されますので、引き続き状況を注視していく必要があると考えております。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。県の融資制度においては、7月までには975億円の
コロナ関連融資を行ったと聞いていますが、県のコロナ関連倒産が4件に抑えられている
のは、こうした資金繰り支援策が一定の効果を発揮しているものと思います。

利子補給が終了した後や元金の返済が始まったときに、返済が滞ることが懸念されると
も聞いています。私としても同感であり、また心配でもあります。1,000万円未満の
負債を抱えての倒産、廃業を含め、町においては連鎖反応が起こることのないよう、今後
県の動向を注視いただきますようお願い申し上げます。

次に、ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策についてですが、①平成23年9月の発生か
ら令和2年までのヤンバルトサカヤスデ経緯及び対応についてお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥井 和昭君） 町民生活課長。まず経緯でございますが、平成23年
9月に中尾地区の住民から、ヤンバルトサカヤスデが大量発生したとの相談及び小並地区
の住宅でも数年前から発生しているとの相談を受けたことを皮切りに、町内での発生地域
が次第に拡大しております。

年次的に申しますと、平成24年度に市の山、平成27年度に上永谷、牛牧、脇、平成
28年度に正祐寺、平成30年度に南牛牧、青木、令和元年度に黒谷、令和2年度に太平
寺、家床地区においてヤスデが確認されております。全部で12地区でございます。

また、町外におきましては、平成27年度に西都市、新富町、川南町、木城町、平成
30年度に国富町で発生が確認されているようでございます。

次に、対応といたしましては、ヤスデ駆除剤購入に係る経費補助のための要綱制定や県

関係機関との協議、現地調査、担当者会議等をこれまで十数回実施。また、町や地区住民の方々による草刈りや落ち葉の除去などの環境整備、薬剤散布等を実施しております。

平成28年度よりヤンバルトサカヤスデ駆除等環境整備嘱託員を雇用し、現在2名体制でパトロール、消毒作業の対応に当たっているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。それでは、②のヤンバルトサカヤスデ駆除剤の無償化について伺いますが、ヤンバルトサカヤスデ問題については、今では10年以上の問題となり、先ほども経緯を町民生活課長に内容を話してもらったとおり、解決策はいまだにありません。

今後どのようにするか、先日も夜6時半から南牛牧公民館にて9地区連協長をはじめ、各地区公民館長、議長、地元議員、町民生活課課長、課長補佐、係長と話し合いを行いました。10年前から参加していた人、つまり私と他の1人は、もう何度も同じことを話したか分からないくらい、耳にたこができるくらいの毎度のヤンバルトサカヤスデの問題内容でした。

当時からすると、町民生活課長をはじめ職員の方も3回ぐらい代わっており、地元連協長も公民館長においては、毎年代わっております。また、発生箇所も9地区でしたが、現在では12地区発生が確認されたと報告を聞いております。

隣の鹿児島県では、県が動き、防止策を行っているようですが、宮崎県ではまだまだ未知数です。高鍋町と町民が単独防除を行っても、広がることを足止めするぐらいで、何の解決策にもつながっていないのが現状です。

先日、児湯代表県議、自民党山下県議を高鍋町役場へ足を運んでもらい、ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策についての県への一般質問をお願いしたところ、一般質問をされたと聞いております。県への啓発が一步進んだわけでもございます。

先ほどの会議内容に戻りますが、話し合いの中で10年前からこの問題に取り組んでいたおられる多数の住民の方から、このような相談を受けました。薬代が補助で半額になって随分と助かりはしているけれども、10月から12月にかけてのトサカヤスデの数の多さは、つまりヤスデの繁殖時期ですが、いつもの3倍ぐらい出てくるので、薬代も3倍ぐらかかる。幾ら半額といえ、年金暮らしではそんなにヤスデ防除剤購入できないのが現状です。

次に、「毎日薬をまき、毎日掃除をしないと家の犬走りが見えないくらいの量で死んでいるので、掃除をしないとヤンバルトサカヤスデ死骸によりアントシアニンの異臭が発生し、目や喉が痛くなるので、家の周りを朝5時に毎日出勤前に1時間掃除しているのが現状です」という相談です。

ヤンバルトサカヤスデが沖縄、鹿児島県から運んでこられてはや10年ですが、今までにいろんな検討もしくは対策も考え、進んできましたが、ここら辺でよき打開策を出さな

いといけない岐路に来ていると思うので、今期から薬の全てを町のほうに無償化にしてもらって、毎日の薬をまき、死骸の清掃などは住民とするなどの検討はできないか、鳥井課長に取り急ぎお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥井 和昭君） 町民生活課長、鳥井です。蔓延防止を進める上でも、薬剤散布による駆除は重要であると考えますが。自然環境への影響等も考慮する必要もごございますので、過度な薬剤散布の恐れとなること、また民有地については、所有者の方の応分の負担も必要かと考えますので、まずは薬剤購入負担割合の変更等も含め、幅広い検討が必要になると考えております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。これは、実際うちの町長も住民の方に呼ばれて見たと思われるんですが、ここで町長、一言何か見てどう思ったかを、ちょっとお聞きいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 住民の方の御自宅まで行って状況を見させていただきました。大変な毎朝の防虫作業、それと掃除も大変でしたし、娘さんが寝ているところの顔とかに虫がはってくるというようなことをお聞きして、これはもう大変な状況なんだというのを認識したところでございます。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。どうぞよろしく、この辺の対応のほどはよろしく願いいたします。

また、地元でも協力していきますので、どうかよろしく願いいたします。

続きまして、防災についてですが、7月3日から8日にかけて梅雨前線が九州付近を通り、ほとんど停滞し、各地で大雨となりました。熊本県の球磨川では、4日から7日にかけて長時間にわたる激しい大雨となり、人吉などは大変な浸水被害となっており、また球磨川流域におきましては、浸水に対処するのには時間的余裕がなかったため、避難が遅れたこともあり、特別養護老人ホームの入所者をはじめ、多くの方々が犠牲となりました。

このような事態は、本町でもいつ発生してもおかしくないと考えます。浸水被害から町民の命を守るためには、住民の早期の避難が重要であると考えますが、球磨川氾濫の災害を受けて、住民の早期避難を促すための河川管理者とどのような取組がなされているのかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。7月の熊本県の球磨川氾濫による浸水被害につきましては、町といたしましても住民の早期避難の重要性を再認識したところでございます。

町内の河川につきましては、管理者であります宮崎河川国道事務所と県が水位計や監視

カメラの設置を行っております。災害時には、町はこれらの情報を基に防災行政無線やホームページ、SNS等を活用し、町民の皆様避難勧告等を適時に発令できるよう努めているところでございます。

町民の皆様におかれましても、平時からハザードマップや非常用品等を確認していただきまして、災害に備えていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。それでは、次に道路維持についてです。

高度成長期以降、集中的に整備されました公共インフラは、現在多くの施設が老朽化の問題に直面しております。本町におきましても、大規模な修繕や更新の時期が一斉に到来することが予想されることから、財政負担の平準化、軽減化を図っていく必要があると考えます。

公共インフラの中でも、特にこの間からも工事をやられている橋梁の補強工事や道路施設は、私たちの日常生活に密接に関係しており、重大な損傷、事故が発生すれば、復旧にも長時間を要するなど、社会的損失が生じることになり、町民の安全、安心を確保するために、道路施設の老朽化対策につきましては、よりの確に対応していく必要があると考えます。

つきましては、町が管理する道路施設の老朽化対策について、どのように取り組んでおられるかをお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。町が管理する道路施設につきましては、道路法が改正されておまして、5年に一度必ず点検することが義務づけとなっております。そのため、道路施設に係る長寿命化修繕計画を策定し、社会資本整備総合交付金を活用しながら、老朽化対策を実施しているところでございます。

現在、点検のほうは2巡目に入っており、順次補修の必要な施設について修繕工事を行っているところでありますが、引き続き必要な予算確保に努め、町が管理する道路の老朽化対策について取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。それでは、次の質問に移ります。サツマイモ基腐病についてであります。

本件は、全国有数のカンショの生産地であり、食用カンショは畑作営農の基幹品目として、また原料用カンショは出荷量日本一の焼酎を支える品目として、本県の農業振興と地域経済に大きく寄与しております。

2年前に本県で初めて確認されましたサツマイモ基腐病は、茎やイモが腐敗し、ひどいときには収穫が皆無になる厄介な病害であります。昨年発生が拡大した南那珂地域では、本年生産に向けできる限りの対策に取り組んだところでありますが、残念ながら本年も発

生しているようであります。

生産者から厳しい経営状況の中、今後の営農、さらに産地の将来について不安の声を伺っております。我が町のカライモ基腐病の被害は何一つ聞いてはいませんが、実際どうなのか、もしくは発生した時点の対処について万全なのか、お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えいたします。

幸いにして、町内においてサツマイモ基腐病の発生の報告はございません。去る１１月１６日には、県の対策会議が開催されまして、当課の担当者が出席をしているところでございます。県内における発生状況、試験研究の成果報告、次年度の対策といった内容の会議の内容でございました。その会議では、サツマイモ基腐病の防止対策につきまして、現在県の総合農業試験場や農水省所管の農研機構九州沖縄農業研究センターにおいて研究が進んでいること、また南那珂農業改良普及センターや北諸県農業改良普及センターでは、その対策、実証圃場を設けまして、実証試験を行っていることといった現状報告がなされたところでございます。

また、その実証実験等の結果を受けまして、育苗圃、苗を育てていく圃場ですね、また本圃、実際にその苗を植えていくところでございますけれども、本圃における防止対策でございすとか、発生時の防除対策が示されておりまして、発生被害抑制に向けた取組が進みつつあるということでございます。

サツマイモ基腐病対策につきましては、町としまして県や近隣自治体、ＪＡ、それから生産者と協力をいたしまして、現時点で得られております知見を生かし、地域一帯となつてその発生防止に向けた対策の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） １５番、後藤正弘議員。

○１５番（後藤 正弘君） １５番。農業政策課課長を中心に、何とか対策を練ってもらつて、よりよい農薬等の開発を実際県のほうとかとお願いしたいというのと、先ほどからもまたカライモの減反政策が緩和されるという日高正則議員により、報告をお聞きしましたので、今後国や県、ＪＡとの連携や、また動向を万全策で取り組んでもらいたいと思います。

それでは、最後になりますが、今回での一般質問では、町長の施政方針、新型コロナウイルス感染症について、ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策について、防災について、道路維持について、サツマイモ基腐病についての６件の質問をさせていただきました。

町長は、いつも言われます。「豊かで美しいまちでありたい。だから挑戦する」と。よい言葉を発信されます。自分も身にしみて意味が分かります。お互いの立場を尊重しながら、いろいろな重要課題にこれからも挑戦していきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（緒方 直樹） これで、後藤正弘議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をしたいと思います。

午後 2 時02分休憩

午後 2 時15分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

日程第 1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、1 2 番、春成勇議員の質問を許します。

○1 2 番（春成 勇君） 通告に従いまして、3 つの項目について一般質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染の第 1 波は過去に誰も経験したことのない状況になり、学校閉鎖、テレワーク、ステイホームなど、経済、商業等などの各方面で動きが止まりました。その後、緊急事態宣言が解除され、皆、仕事をしていかなければいけないので人も動き始めました。そのことから第 2 波が来たように思います。国や県、町、それぞれに補助事業などの支援策を講じてきましたが、町においての第 1 波の対応や対策、そして第 1 波の経験を踏まえた第 2 波の対応や対策の違いについて伺います。

次に、今現在は第 3 波が来ているといわれています。また、第 3 波は第 1 波や第 2 波とは広がり方が違い、なかなか厄介だともいわれています。

最初の第 1 波のときは動きを止めて対応してきました。夏場の第 2 波は感染の広がりがおおむね特定の場所に限定され、感染者も夜の繁華街や若者が中心でした。そして、今現在、来ている第 3 波は全国的に見ると繁華街だけではなく職場や学校、寮など、クラスターが多様化しており、家庭内感染に至ってはどこから家庭にウイルスが持ち込まれたのか、感染源の特定も難しいといわれています。さらに、第 2 波に比べ、無症状者が増加しているのも特徴であります。一口にコロナと言ってもこのように状況が変われば町民の不安や疑問やニーズにも変化があるのではないのでしょうか。国や県の政策や対応に準ずる中で、きめ細やかな対応は町政にしかできないと考えます。

そこで、町内での第 3 波に対しての取組方について伺います。

以上、登壇としての質問として、町長答弁をお願いいたします。

③の災害時における避難所での感染防止対策としての環境整備について、2 項目めの国道 1 0 号線の現状についての①から③、3 項目めの高鍋町の排水路についての①、②については発言者席にて質問いたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） まず、第 1 波においては、高鍋町では感染者は確認されなかったものの、マスク着用や手指消毒などの感染症対策のほか、施設の閉鎖等の対策を実施いたしました。しかしながら、第 2 波においてはクラスターが発生し、町内で 5 0 名の感染が確認されました。急速な感染拡大に対応するため、町民の皆様へ不要不急の外出自粛や新

しい生活様式の実践をお願いするとともに事業者の皆様には感染防止対策のため、ガイドラインの遵守、休業要請など様々な対策を行い御協力をいただいたところでございます。

次に、第3波に対しての取組についてでございますが、県は第3波に対応するために、1、感染状況の分かりやすい発信、2、感染リスクを回避するため、特に会食時の注意喚起、3、ガイドライン遵守促進、4、重症化リスクの高い高齢者施設等への対策の再徹底に取り組むこととしております。

町といたしましては、新型コロナウイルス感染症の発生をさらに抑えるために一人一人が最新の知識を身につけて正しい対策を行っていただくことが何よりも重要であると考えておりますので、これまでと同様に正確な情報を速やかに町民の皆様にお伝えし、感染症対策に取り組んでまいります。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。町に寄せられている不安や疑問やニーズといった町民の声はどのようなことが寄せられているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。町に寄せられている町民の声及びその対応についてでございますけれども、健康保険課関係ですが、乳幼児健康診査時等におきまして育児相談がございますけど、その中で新型コロナウイルス感染症に関して外出の不安を訴えられた方がいらっしゃるというふうに聞いております。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。では、その寄せられた声に対する町の対応についてお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） そのような御相談の際には必要最小限の外出にとどめ、基本的な感染防止対策を行っていただき、人が密になっているところを避けるよう助言あるいは指導等を行ってきたところでございます。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。これまでのPCR検査数は把握されてますか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） PCR検査数についてでございますが、県のホームページによりますと12月9日現在で県の行政検査数は1万795件となっております。なお、保健所ごとのPCR検査数については公表されておりませんでしたので確認できませんでした。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。PCR検査で陽性となった方のその後の状況は把握されているでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。陽性者の回復後の状態についてでございますが、これにつきましては個人の特定がなされていないため町においては把握しておりません。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。今まで以上の感染対策は考えているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。知見に基づいた感染症対策が厚生労働省から示されていますので、最新の情報に基づく感染症対策に取り組んでいただくことが大切でございます。今まで以上の感染症対策というよりも、現在示されている対策を確実に行っていただきたいというふうに考えています。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。県外から帰って来る人と地元との感染症に対する再認識をどう考えているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。帰省するかどうか悩んでいるという報道を目にすることがございますが、県外から帰省される方につきましては全国的に感染者が増えている状況でございますので、新しい生活様式を確実に実施していただくなどの感染症対策を徹底していただきたいと考えます。

なお、また御家族からもお願いしていただきたいというふうに考えます。

また、第2波の際に県外ナンバーの車や県外から帰省された方への誹謗中傷があったという報道もございました。そういったことのないよう冷静な対応をお願いしたいというふうに考えます。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。9月に台風10号が発生した際にソーシャルディスタンスは守られていましたが、換気が足りておらず、室温が高くなって気分の悪くなった避難者もおられたようです。ウィズコロナの時代にあって、避難所は災害から避難する場所ではなくウイルス感染の危険を伴う場所にもなるわけです。ウィズコロナでの避難を一度経験してみて、避難所の衛生対策、空調対策をどう捉えておるのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。9月に接近した台風10号では、新型コロナウイルス感染症対策で収容定員を減らした影響や住民の防災意識の向上によりまして本町をはじめとする県内の自治体で避難所が満員となるケースが相次ぎ、開設する避難所の数や情報発信のあり方が今後の課題として残ったところです。

避難所における衛生対策につきましては受付での手指消毒、検温、マスク着用の徹底を実施いたしました。また、空調対策につきましては空調設備が整っていない避難所もあり、過密状態となることを防ぐため、可能な場合には親戚宅等へ避難をする分散避難の推進や

民間施設を避難所として借り上げるなどの対策を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。避難所は夏場は相当暑くなってきました。空調や換気の整備を考えていただきたいと思います。

次に、災害時における避難所での感染防止対策としての環境整備についてお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 環境整備についてでございますが、先ほど申し上げました受付窓口等で使用する手指消毒用アルコールや非接触型体温計の購入、そのほか、段ボール製のパーテーションを50セット、フェースシールド300枚、汚物処理キット11セットなどを整備いたしております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。私も以前大阪におって、もうかれこれ40年になります。その中で現在まだ国道が2車線ということになっております。その中で高鍋町内において将来を見越した4車線化の取組について、現在、宮崎市から新富町三納代までは4車線が完成していますけど、高鍋町内においての将来を見越した4車線の取組については、平成30年3月の町長答弁で国道10号線の4車線化を目指した期成同盟会を設立し、要望活動強化を図るとの答弁でしたが、その後の状況についてお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。お答えいたします。

国道10号整備期成同盟会につきましては、これまで幹事会等を開催し、設立に向けた協議を行ってまいりました。関係します新富、高鍋、川南、都農、この4町についてはほぼ合意はできているんですけども、コロナ対策等がございまして設立までいたっていない状況でありますので、今年度中には期成同盟会を設立したいと考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。新富町では国道10号線の事業推進室がありまして、町では看板を作って数年前より啓発活動の一端を行っております。町でもこういうことを考えてみてはどうか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 期成同盟会の設立後で4車線化の啓発活動についてはその中で手法等を検討してまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。平成29年12月にオープンした俵橋地区のママンマルシェの右折線の整備は考えていないのかの質問をいたしました。現在、10号線沿い

に水道工事が行われています。右折線改良のためなのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。現在、行っております水道管布設替えの工事についてでございますが、耐震及び十分な水量確保のために現在の５０ミリのＶＰ管を１００ミリの耐震管に布設替えを行っているもので、国道の整備とは全く関係はございません。

○議長（緒方 直樹） １２番、春成勇議員。

○１２番（春成 勇君） １２番。１０号線のパチンコモナコ歩道の改良工事をするときに水道管を布設した経緯がありましたので、今回もそうなのかなと思い質問いたしました。こういう場合は建設管理課と上下水道課が協議して、ママンマルシェの右折線の整備ができなかったのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。国道１０号の右折車線設置協議については国土交通省と行うことになります。右折車線設置の協議は当時行っておりますけども、現状では右折車線の設置はできないということでありました。

なお、モナコパチンコ前については国道１０号の改修計画がありましたので、舗装の掘り返しができなくなるため、先に改修前に水道工事を行ったものでございます。

○議長（緒方 直樹） １２番、春成勇議員。

○１２番（春成 勇君） １２番。次に、１０号線の下屋敷から菖蒲池までに右折線があれば渋滞の緩和ができると思いますけど、国に対して要望はしていないのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。下屋敷から菖蒲池までの区間において混雑することにつきましては、承知しております。右折車線設置の要望は実際には行っておりませんが、４車線化の要望を行う中で下屋敷交差点の渋滞の話題も出ており、その際に右折車線設置を要望してきている現状でございます。

○議長（緒方 直樹） １２番、春成勇議員。

○１２番（春成 勇君） １２番。４車線化はまだ今の話を聞くと大分先のことなので、現在の渋滞緩和を国交省と協議していただきたいと思います。

次に、１０号線下屋敷の交差点の用地取得が難航していると２８年３月に質問して、もう４年目になります。現在の状況についてお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。現在、町においての所有者との協議は行っておりません。

○議長（緒方 直樹） １２番、春成勇議員。

○１２番（春成 勇君） １２番。やっぱり国交省だけではだめだと思いますので、国交省と町と用地の協議を橋渡しをしてもらえればいいかなと思います。

次に、１０号線と堀の内公民館前の通りの接続線は４年前に質問しましたが、現在、どのような状態になっているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。今年度、測量、設計業務を発注しております。この業務の成果をもとに来年度以降、用地を購入し、国へ早急な整備をお願いしたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） １２番、春成勇議員。

○１２番（春成 勇君） １２番。質問して先ほど言いましたように４年経過がしております。早急な整備をお願いいたします。

次に、都市下水路の管理について、７路線ある都市下水道のうち上江と下火月の路線はよく浚渫されていますが、他の路線の管理はどうなっているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。都市下水路につきましては、全路線定期的に確認を行っております。その中で必要がある箇所については浚渫を行っている状況でございます。

○議長（緒方 直樹） １２番、春成勇議員。

○１２番（春成 勇君） １２番。１つの路線の浚渫は何年ごとに行うというサイクルがあるのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。特にサイクルはございませんが、出水期前には行うようにしております。定期的な調査を行う中で排水に支障がある箇所について浚渫を行っている状況でございます。

○議長（緒方 直樹） １２番、春成勇議員。

○１２番（春成 勇君） １２番。小丸新茶屋から南九州化学のクリークに通じる暗渠の管理はどうなっているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。あそこは萩原都市下水路で上下水道課のほうで管理を行っておりますが、暗渠部がほとんどであるため土砂の堆積はございません。

○議長（緒方 直樹） １２番、春成勇議員。

○１２番（春成 勇君） １２番。南九州化学沿いのクリークのところは、現在、通行止めになっています。里道の中に水道管が布設されているので里道や土手の管理は必要だと思うが、どこが管理しているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。管理のほうは町の所管であります建設管理課のほうで行っております。

なお、全面通行止めとしておりますのはあの区間につきまして民地にありますブロック

堀、こちらのほうが倒伏の危険性がありましたので、そのためにその所有者がその対応をしていただく間、通行止めをしている状況でございます。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。もう何年ぐらいになるのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 申し訳ありません。実質いつからというのは調べていませんけど、約2年近くになるかなと思っております。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。次に、松本から塩田川に通じる都市下水路の浚渫はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。その部分につきましては、全てが暗渠部となっております。定期的に点検はしておりますが、土砂の堆積はございません。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。現在、塩田川は昨年浚渫されましたが、またすぐに土砂が堆積しております。松本地区からの土砂が流れてきて、塩田川に土砂が堆積しているのではないのでしょうか。その点はどう思われますか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。塩田川には實際上、黒谷、それと用水路を引いておりますので舞鶴公園付近からの水、それと松本付近、平原からの一部の付近からの水が流入している状況でございます。

堆積状況につきましては毎年確認しながら小まめに県のほうに浚渫のお願いをしたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。やはりすぐ堆積しますので、やっぱり協議をしてもらっていつも普通どおりの土砂がないようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、一般排水路の中でこれは塩田川なんですけど、塩田川のかさ上げの工事を行っていますけど、かさ上げの高さが現在、今の土手から約50センチぐらいしか上がっていません。そういう施工をされています。これで大丈夫なののでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。一応、塩田川につきましては一級河川で県管理であります。県によりますと宮田川の計画高水位に合わせて工事を行っているとなっております。基本的には平成30年の洪水のときの越流の部分までは堤防が来ておりますので現状においては平成30年の大雨のときの対応であれば大丈夫ではないかと考えているところです。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。今回、宮越樋管のほうはポンプの工事をやっております。そこもそのほかにやっぱり塩田川から流れてくるところが、下町とか蓑江とかそういうところに床下浸水がありますので塩田水門と二本松の樋管に排水ポンプが必要だと思われますが、県に対して要望しているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。塩田水門と二本松樋門につきましては1級河川宮田川に設置されている水門で、両水門とも管理上は県のほうの管理になります。両水門へのポンプ設置については要望書を提出して要望したという経緯はございません。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。県と協議をして建物の床下浸水にならないように要望と協議をしていただきたいと思います。

次に、すき家から青果市場に流れる排水路の管理についてですけど、何年か前に浚渫と草刈りをしていただきましたが、また草が覆い茂っています。再度草刈りと浚渫を行っていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。ただいま御指摘のありましたすき家のところから青果市場に向けての排水については、現在、草刈りのほうの作業を段取り中であります。放置した状態でまことに御迷惑をかけて申し訳ないと思っています。対応をしてまいりたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。

次に、ここで青果市場の南側の改修工事の件は、元議員さん、亡くなられた方もいらっしゃいます、も質問されています。そのままの状態はまだ私まで引き継いで何度も何度も私も質問しています。現在の状況をお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。青果市場南側の排水路につきましては整備が必要であると考えております。なかなか予算化ができずまことに申し訳ないと思っています。早期に事業化ができるように引き続き検討を進めてまいりたいと考えています。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。少しずつでも設計とか用地取得とか整備をしっかりとっていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（緒方 直樹） これで、春成勇議員の一般質問を終わります。

ここで消毒のため、暫時休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後 2 時 46 分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

日程第 1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、1 番、田中義基議員の質問を許します。

○1 番（田中 義基君） お疲れさまでございます。2 日間予定されております一般質問の最後でございます。1 番の田中でございます。よろしくお願いいたします。多少、まとまりのない質問展開になろうかと思いますが、この密閉空間の時間を短時間に抑えたいと思いますので、なるべく手短に質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、まず全国各地で他人の山を無断で伐採するという事件が頻発しています。今回、質問させていただくのは、この森林木材の誤伐・盗伐、総称して無断伐採というらしいんですが、この問題についてでございます。戦後、木材需要の伸びを背景にしまして、杉の植林が奨励され、全国で膨大な数が植えられました。そして、これらの杉は現在までに 50 年、60 年を経過して、大きく育ち、伐採期を迎えております。国は、林業を成長産業にするとしまして、これまで繰り返し木材の増産を声高に唱えてきました。一昨年には、森林経営管理法を制定し、昨年には国有林野管理経営法、これを改正しましたが、これは民有林、国有林ともに伐採を進めやすくしたものだというふうに言われております。

宮崎県は、国のその増産政策の先頭に立つ優等生として、現在も率先して取り組んでいるように思えますが、その木材増産政策の副作用として登場したのが、この無断伐採、盗伐であろうというふうに考えられます。ここ数年、丸太材 1 立米、確か 1 万数千円程度だったと思いますけれども、外国産に押されて国産の木材価格は低迷していますので、伐採の業務は真っ当に所有者に対価を払って伐採しては、なかなか採算が取れなくなっているとも聞いております。

そこで、伐採等の事業者は高齢化した所有者の森林やその相続した子どもが県外在住で見に行けなくなった森林などを狙い撃ちしまして、無断伐採し、木材市場市場で売るといふ、そんな業者が表れ、いわゆる盗伐を起こし始めたというふうに見られております。林野庁の調査では、全国の自治体などに寄せられた無断伐採に関する相談は、受付したものだけでも 2018 年に 78 件、そのうち宮崎県は 38 件、2019 年は 95 件、そのうち宮崎県は 29 件、断然トップになっています。

最近、新聞等のメディア、これを通じて御存じのとおり、この問題に関して有罪の判決が出る事案がありましたが、宮崎県内で約 30 ヘクタール以上、1 アール当たり 100 本としましても 3 万本以上が盗伐などによる違法伐採ではというふうな相談を受けているところでございます。この高鍋町内でも、ここ五、六年の間だと思われるんですが、数ヘク

タールほどの山林がその被害を受けているという事案があるようでございます。そこでお尋ねです。これまでに町内の森林でも無断伐採、盗伐が行われていることを、町当局は承知をしておられるのか。また、それはどういう経緯で発生したものと認識しておられるのか、お伺いをいたします。①、②、③につきましては、発言者席から質問させていただきます。

それからもう1点。これは以前、ほかの議員からも質問があったかと思いますが、信号のない横断歩道の歩行者優先徹底についてですけれども、私は今、子どもをみまもり隊というものに参加をしまして、特に朝の登校時に活動をさせてもらっているんですが、先日も信号のない横断歩道を渡らせようとしてまして、地区の子どもさんを横にして、車が止まるのを待っていますと、優しい車もあるんです。止まってくれました。

いつもは子どもさんだけを渡らせるんですけれども、たまたまそのときは私も一緒に道路の半分ほどを進みましたが、左からの車がゆっくりでしたけども止まらずに、目の前を抜けていきました。びっくりしました。その運転手が大丈夫だと思ったのか、気づかなかったのかは分かりませんが、私も既に渡っている姿を見せていましたので、止まってくれるものという過信をしていたものがいけなかったのかもしれない。本当に子どもさんだけを渡らせていたと思ったら、今でも本当にぞっとする思いがしております。

そこで、先日の報道からなんですけれども、名称を出してもいいと思うんですが、J A F、日本自動車連盟だったかな、が、信号機のない横断歩道に着目をして、歩行者が渡ろうとしている場面で一時停止した車はどれだけあるのかという、歩行者優先についての実態調査を行っています。これは2016年から継続して全国で実施されているようなんですけれども、その結果が全国平均、年々伸びてはいるんですが、平均で今年2020年が21.3%。宮崎県は31.3%。ですから、平均よりは高いんです。ただ、断トツ全国1位は長野県の72.4%なんです。以下、兵庫、静岡、新潟が50%を超えているようですが、それに比べますと宮崎は随分と低い率だと思います。

個別に調査できたわけではありませんが、恐らくここ高鍋町でも停車率はそう高いものではないだろうと思います。そこで、お尋ねです。高鍋町独自のお考えでも構いませんので、どのような方策を取れば、運転者に徹底が行き届き、高い率で信号のない横断歩道での停車が可能となってくるとお考えでしょうか。

以上、登壇での質問を終え、以降は発言者席からお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。森林の問題についてでございますが、令和2年8月18日に無断伐採されたのではないかとという山林所有者の問合せにより、町内の山林で無断伐採の事案が発生していることが判明しております。当該山林周辺の伐採につきましては、平成27年10月14日と平成28年5月9日に伐採業者から伐採届けがそれぞれ町に提出されておりましたが、届出の面積よりも約1.6ヘクタールが無断で伐採されていることを確認しております。

次に、信号のない横断歩道での歩行者優先についてでございますが、J A Fが10月に結果を公表した、信号機のない横断歩道での歩行者横断時の車の一時停止状況全国調査によりますと、本県の停止率は31.3%であり、昨年の23.4%から8ポイントほど増加しておりますが、依然として7割近くが一時停止をしていないという結果となりました。全国トップは5年連続長野県で、今回の調査における停止率は72.4%となっております。長野県では、横断歩道標識の外周がLEDで光るものを独自開発して導入しているほか、車両と歩行者で青信号のタイミングを分離する歩車分離式信号を多く整備する取組を行っており、本県も参考にすべき取組ではないかと考えております。

町といたしましては、警察署等の関係機関と連携し、街頭キャンペーン等において広報啓発活動に務め、横断歩道における歩行者優先の定着を図ってまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 判明、承知されていると。その経緯は所有者からの申請だということですが、面積につきましても1.6ヘクタールということですが、所有者の方というのは何名ぐらいいらっしゃるのかというのは把握していらっしゃいましたか。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後2時56分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 失礼をいたしました。只今のお尋ね、何名ぐらいおられるのかというお尋ねでございます。まず、無断伐採、違法伐採が行われた方と、またその無断伐採が行われたであろうと疑われる山林を所有されている方の合計数ということになりますけれども、11名の方がおられるというふうに私どもでは今の時点で把握しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 私も所有者の方から伺うまで、答弁にありましたような、いわゆる無断伐採の事案がこれほどの面積でというか、1.6というのもどうかと、もうちょっとあったかと聞いたような気がしましたが、町内にあるというふうには思ってもおりませんでした。お答えいただいたその経緯を踏まえて、何点かお尋ねしていきたいというふうに思います。まずお伺いしますが、通常、木材伐採が行われる際の手続と手順、これはどのように行われるものなんでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） お答えいたします。まず、森林の伐採を行う者は、伐採を行う30日前までに伐採及び伐採後の造林の届出書、いわゆる伐採届を提出いただくというふうになっております。それに必要な書類を添付いたしまして、高鍋町のほうに提出

することというふうになっております。また、届出者は伐採届提出後に場所、面積、そして伐採後の造林の方法ですとか、木の種類に変更が生じた場合には変更が生じてから14日以内に、伐採等届出に係る変更届出書というものを町に提出しなければなりません。審査の結果に疑義がないと判断されたときは、私も適合通知書を発出いたしまして、併せて伐採旗という、小さな旗でございますけれども、そちらのほうを渡しまして、伐採期間中、その伐採現場に掲示するよう求めているというところでございます。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） おっしゃった伐採後の造林届出書、いわゆる伐採届ですね。これが提出されて、また変更届出書が提出されたといった場合に、ちなみにその届出が提出された後に、例えばそれが内容について正しいのかどうかという事後確認というのが先ほどの白旗ということになるのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 旗をお出しするというのは、書類上の検査で行った上で旗をお出しすることになりまして、実際に現地の方に確認を行うといったことは行っていないということでございます。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） その保存または記録されておりますその伐採届、これの件数、そして全体の面積、そしてその山林の伐採後の植林率というのはどういうふうになっているのか、分かる範囲で結構でございます。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 数字のお尋ねでございます。平成23年度から令和元年度までの伐採届の件数でございますけれども、282件でございます。伐採面積にいたしまして131ヘクタール、植林率のほうは37.6%というふうになっております。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） それほどの数、面積と件数、それから植林率も37.6%ということでございますけれども、今回、ここ数年のうちの無断伐採事案が判明した後、その後には町としてはどのような処理、対応を取られたのかというのを伺いたいたすんですけど。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） どのような対応を取ったのかというところでございます。児湯農林振興局及び高鍋警察署と連携をいたしまして、無断伐採が行われた山林の現場確認ですとか、無断伐採の被害を受けました山林所有者との意見交換、及びその対応に関する協議を行ってきたところでございます。また、既存の航空写真を用いた調査によりまして、無断伐採の被害に遭ったと思われる山林の所有者の方に対しまして、無断伐採が疑われる事案が発生した旨、また所有山林の所在の一覧を添付いたしまして、状況の確認の依頼をお願いいたしまして、その問合せ先、私どもでございますけれども、お伝えして、周知を行ったというところでございます。

○議長（緒方 直樹） 1 番、田中義基議員。

○1 番（田中 義基君） 当然、その判明した後には、各機関とか所有者等交えてのお話は、打合せはされているということだということだけでも、ただそれ以前に、そもそもどう対処していたらこのような事案の発生を防げたのかなというところを考えると、なかなか思いつかなくて、どういうふうにしたらよかったのかな。どういうふうに思われるでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 私ども内部のほうでも、どのようにすれば防げるのか、また防げたものかというところを協議してきたところでございます。まずは伐採届提出時の身元確認の徹底を図るための書類の添付、また伐採前後において、土地所有者もしくは土地所有者から委任を受けた方と一緒に現地の伐採状況を確認するといった、実際の現地で確認するといった行為を、そういった手順を整えていれば、このような案件は、事案は防げたのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 1 番、田中義基議員。

○1 番（田中 義基君） 確かにそうですよね。これまでは監視を行っていく体制もなく、所有者自体も正直見回りみたいなのがなかなかできていませんから、行政のチェックもなかなか機能していなかったんじゃないかなというふうに思われます。また、おっしゃったように、現在、伐採届は記載事項の確認だけにとどまっていますよね。そういう事案が発生して、判明したとしても、事実の判断が不可能で、誤伐だと主張されたら、もう民事ですから、当然これはもうほとんど警察等の介入はできないというような状態だろうというふうに思っております。

相談される件数は多くても、盗伐事件として起訴されるケースはごく少ないと、ごくわずかで、今回の宮崎の事案のように、伐採業者等有罪になるケースというのは大変珍しいというふうに言われているようでございます。そのことも含めて、先ほど述べられたお考えを基にして、改めて地方自治体、行政として取るべき今後の対応、基本的に、根本的にどうあるべきかと考えるか、再答弁になるかもしれませんが、お答えください。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 今後の取るべき対応ということでございます。伐採届の受理及び適合通知書というのを発出する際に、伐採予定の山林に至る、例えば作業道でございすとか、搬出路が確保されているかの確認、そのまた指導等、誤伐を未然に防ぐために審査を徹底するとともに、伐採前の立会い、伐採後の検査というのを、前後の検査というのをしっかり行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） 1 番、田中義基議員。

○1 番（田中 義基君） そうですね、伐採前の立会い、伐採後の確認、これはもう絶対必要であるというふうに思います。

ちょっと横道にそれた見方の質問をさせていただきますけれども、今回のように盗伐され

てそのままの地盤が弱くなった森林、それは簡単に土砂崩れを起こしまして、その森林の麓の低地に広がる田畑、それからため池、道路、周辺の民家、土砂が流入してしまうという２次災害の発生の原因になるというふうに予想はされます。そこでお尋ねなんです、通常、山林伐採の後には植林・造林、これが何らかの手法で行われるというのが当然のことになっているはずなんです、その補助等もあったかと思いますが、無断伐採をされた場合に、その植林・造林については補助等というものはあるのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 造林補助につきましては、無断伐採に限らず山林所有者が造林する際には補助事業がございます。その事業内容につきましては、被害者の方々に文書等にて周知を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。ちなみに、その造林の補助でございますけれども、国県の森林整備事業による補助でございます。国県合わせて補助率としては６８％というふうになっております。

ただ、これについては幾つか条件がございます、まずは正規の手続きを踏んで伐採が行われたものであるということが前提になっておりまして、要は町の適合通知書が出ていることというのが条件になります。今回は誤伐、盗伐の疑いがあるという案件でございますけれども、そういった案件でございますので、その適合通知書というものが出されておられません。そのために補助率としては下がりまして、４０％まで補助率が下がるというふうになっております。４０％の補助があるというふうにお考えいただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） １番、田中義基議員。

○１番（田中 義基君） 通常ですと、適合通知書があれば６８％、それがないから４０％ということなんですね。相当、差もありますよね、これは。この荒れている山の問題というのは、国全体、全国各地で問題になっているわけですから、その解決のための一つの手法として、国には何とか無断伐採された山林への植林・造林の通常の補助が出せるように、自治体として要請すべきじゃないかなと思います。全国の町村長会を通じて、ぜひこの要請をする検討というのをお願いしておきたいというふうに思います。

本筋に戻しますが、あくまで主観ですけれども、行政には山林所有者に対して山林を所有しているという事実と、その管理責任があることの周知をするという義務とか権限が必要なんではないでしょうか。それ以上に、伐採許可制とか、あるいは第三者機関による審査の導入、これを検討するといった伐採届だけに依存しない、監督機能の発揮できる機能という手法、こういったものが必要なんじゃないかなというふうに思っております。

その意図を含んでいるかもしれませんが、平成２９年に宮崎県森林の誤伐及び盗伐対策に関する協定なるものが締結されておりますけれども、この内容というものはどういったものなのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 宮崎県森林の誤伐及び盗伐対策に関する協定につきましては、県、市長会、町村会、森林組合連合会、木材市場連盟、木材協同組合連合会、造林

素材生産事業協同組合連合会、そして県警察本部との間で締結されております協定でございます。協定者間で連携いたしまして、誤伐及び盗伐に対する迅速な対応及び未然防止を図る取組について取決めがなされておまして、この協定により、県全体で誤伐及び盗伐対策に取り組む体制が構築されたということでございます。

○議長（緒方 直樹） 1 番、田中義基議員。

○1 番（田中 義基君） 確かに、今手元に協定書の写しがあるんですけども、お互いに啓発をしながら誤伐等があった場合には速やかに官憲、警察のほうに通知をするというふうに、届けをするというふうになっております。これのためには、当然、事前の確認と事後の確認というのは必ず必要だろうというふうに思っております。その協定に沿って、警察と行政を取り込んだ巡回を含めた監視の強化、これが短期的かもしれませんが、効果的に効果を発揮することが期待できるんじゃないかなというふうには思っておるところです。

それでは、この無断伐採された山林なんですけれども、御先祖さんから代々子孫のために手入れをしてきた山林なんですよね。苗木の植栽から下草、それから枝打ち、間伐を繰り返して、やっと材木になる、お金になるという、その伐採時期を迎えたところに誤伐や盗伐をされた。これはもう本当にたまったもんじゃないです。ただ、被害者の方々の思い、願いつていうのはもうその代価が欲しいというものだけではないようで、当然、盗みは犯罪で、悪いことは悪いという正義を貫きたい、罪を償わせたいと、そう思っておられるのも確かですけども、それよりも町民の方にそういうことをするものが存在して、こんなことをされたんだと知ってもらいたい、もう再びこんなことが起きてほしくない、そう訴えたいという思いを一番強く持っておられるように思います。

町民の方々に、町内でもこのような事案が発生しているんだということを、もっと広報をPRして、被害者の気持ちを知ってもらって、注意喚起をする。そのための何らかの手法というものは取れないものでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 町民の皆様には、町のホームページやお知らせかなべ等の広報を通じまして、まずこの無断伐採事案発生的事实を周知したいというふうに考えております。併せて、今一度皆様所有されております山林の確認を行っていただくよう要請いたしまして、財産であります立ち木の管理を行っていただくように様々な機会を捉えまして、注意喚起を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 1 番、田中義基議員。

○1 番（田中 義基君） ぜひ、そうしていただきたいと思います。繰り返しになってしまいますけれども、盗伐等を許さない仕組みをつくるには、今後、伐採現場の見届けや伐採本数、伐採後の状況の確認、こうした把握とか、誤伐を行ったときのしっかりした届出、これなども必要ではないかというふうに思います。

被害者の会というものが設立されているようでございますけれども、その推定では、

先ほども数字を上げてもらいましたが、県内で約3万本ほどが盗伐されて、違法木材として市場に流通していると。こういう状況があるにも関わらず、違法に利益を上げた業者等はほんの少数しか摘発されていないと。まさしく盗伐ビジネスという言葉が当たるんじゃないかというふうに思います。今後、違法木材を流通させない仕組み、これを構築されることが待たれますけれども、町行政としても積極的にこれを要請、推進して、無断伐採されることで悔しい思いをされる町民を二度と出さないよう、望みたいです。これを求めまして、この質問を終わりたいと思います。

次に、信号のない横断歩道での歩行者優先徹底についてですけれども、これにつきましては、一度どなたか質問されましたよね。まず、その町内の横断歩道には、多数箇所があるんでしょうけれども、その信号のない横断歩道の数っていうものを把握されているものなんでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 高鍋警察署に確認いたしましたところ、信号機のない横断歩道は、町内に159本あります。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） その159本、その横断歩道には毎日多くの横断者がいて、車で通過する運転者がいるわけですが、横断歩道における歩行者優先、これを守らないとどんな交通違反になるんでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 横断歩道における歩行者優先は、道路交通法第38条に定められております。違反した場合、3月以下の懲役、または5万円以下の罰金となります。なお、違反点数は2点となっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 結構な点数減と反則金を科せられる違反であるのに、車は止まらないことが多い。その理由なんです、これも何らかのアンケートだったんですけども、大きく三つありまして、自分の車が停止をしても、対向車が停止をしなかったら危ないから止まらない。もう一つは、後ろから車が来ていないんで、自分の車が通り過ぎさえすれば歩行者は渡れると思うから止まらない。もう一つ、横断歩道に歩行者がいても、本当に渡るかどうか分からないから止まらないというものらしいです。

妙に私も思い当たるんですけども、特に三つ目ですよね。車を運転される方なら、ああそうだなと納得されるんじゃないかなと思いますけれども、横断歩道の隅っこで子ども同士遊んでいたり、大人でもそのたたずみでスマホを扱っていたりされたら、渡るのか渡らないのか全く分からない。こういうことはよくあるんじゃないかと思いますが、それでも歩行者優先なんです。止まらないといけない。渡るかもしれないから、止まらないとい

けない。歩行者も余裕があるのでしょうか、車が行ってから渡れば良いと考えているから、意思表示をしないので横断歩道を渡りたいが、その思いがドライバーに伝わらない。そんな場面が多いんじゃないかなというふうに思います。

その意味では、歩行者への広報というよりも、むしろ教育とか指導、こういったものが必要なんじゃないかなというふうに思った次第です。そこで伺っておきたいんですけども、保育所や幼稚園、それから小学校、中学校での交通安全教育、これをされていると思いますが、その実施状況とそのカリキュラムの中での歩行者としてのあり方、特に横断歩道での対応等についての教育指導、これはどういうふうに行っているのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 保育所、幼稚園関係におけます交通安全教育の実施状況というところについて申し上げたいと思います。市内10の保育園等のうち、ほとんどの保育所のほうで交通安全協会によります交通安全教室を年に1回から2回程度実施がされております。高鍋警察署の交通課の隊員、交通安全協会の交通指導員が行います交通ルールに関する講話につきましては、全ての園児が受けておるということでございます。また、3歳以上の園児につきましては、教材用の横断歩道を設けまして、渡り方の練習をしているようでございます。またそれ以外にも、紙芝居を用いたり、お散歩や園外活動の際にも実際の横断歩道で渡り方を教えるなど、園児に正しい交通ルールを身に付けさせるよう、日ごろから取組をされているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 小中学校の取組について、答弁させていただきます。各小中学校では、交通安全協会や民間の自動車学校から講師を招き、交通安全教室のほうを実施しております。小学校では、横断歩道を渡る際の注意事項について、運動場で実演を通して学んでいるところでございます。信号のない横断歩道を横断するときには手を挙げるだけではなく、必ず前後左右の安全を確認してから横断を開始すること。その際、手を挙げれば車が止まってくれると誤解しないこと。また信号がある横断歩道については、信号が青でも常に周りに気を配りながら横断することなどについて、指導を行っているところでございます。

中学校では、自転車での実演を通して交差点での注意事項や一時停止についての意識づけを行っているところでございます。また、登下校時間には、先ほど田中議員も入ってくださっているとおっしゃっていましたが、地域みまもり隊の皆さんに交差点のほうに立っていただきまして、子どもたちが安全に横断歩道を渡れるよう、見守っていただいているところでございます。学校におきましては、関連教科、総合的な学習の時間、学級活動等における教育活動全体を通じて歩行者としての心得、自転車の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について指導しており、今後も学校だけでなく家庭や地域ともに連携して、子どもたちの交通安全についての関心と理解が高まるよう、指導してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 1 番、田中義基議員。

○1 番（田中 義基君） 先ほど申し上げた J A F の調査で、トップである長野県、その長野の県警では、例えば先ほどもおっしゃられました L E D での横断歩道ありの看板の設置とか、車歩分離の信号とか、そういった様々な取組を行ってはいらるものの、取り立てて長野県独自というものはないそうなんです。実際、これをやっているから一時停止率が高いというものではなくて、県民性だとする向きもあるというふうなことでもございました。ただ、この長野県の停車率のよい傾向には、1 人の高校生の研究が貢献していたことも伝えられています。

屋代高校と読むんですか、これは。そこに在籍した女子学生が、横断歩道の車の停車率を上げられないかをテーマに、中学校 1 年のときから信号機のない横断歩道で、歩行者の動きやドライバーの反応について地道な調査を行ったようでございます。その研究の中で、その女子学生は通過車両に一時停止をより多く、より安全に行ってもらうのに有効なことは、渡ろうとする歩行者が自ら手を挙げることだということに気づいたとのことでした。彼女いわく、渡るときに手を挙げるのではなく、止まってもらうために手を挙げる。その意思表示を見て、車は多くが止まるから、運転していたら自分も止まろうとする。親がドライバーの立場で止まるから、その子がハンドルを握るようになったときに、自分も止まろうと思う。それがつながっていくという、善き伝承により停車率が上がるという、正の連鎖というものが起こっているんじゃないかというふうに実感したというふうなことでもございました。

先ほど、学校等での教育等に安全教室なんかで、手を挙げて渡る。ただ、手を挙げることで、車が止まってくれるものと誤解しないようにというふうにあります。今正直、みまもり隊とそのほかのところで見ていまして、子どもさんは手を挙げて待とうとしないんです。横に立っていると、車が止まってくれたら手を挙げるんです。それで渡るんです。小さい子どもは弁当、楽器、体育いろんなものを持って手を挙げるのは大変で、でも、渡り終わるとぺこんと運転手さんにお礼をして、ほほ笑ましいなと思っているんです。

私の子どもか、子どもころだったか、ちょっと覚えていなかったんですけど、手を挙げて止まってもらったような気がするんです、横断歩道で。昔は信号がほとんどなかったような気がしますので。それと横断歩道に黄色い旗があって、それを上げて止まってもらうというふうなことがあったような気がするんですけど、いずれにしても、長野県の先ほどの学生の研究では次世代に受け継がれている一時停止の習慣ではないかというふうなものでございます。

今、長野県では、横断歩道ルールマナーアップ運動に取り組んでおられるようです。大人も子どもも手を挙げて、渡る意思を明らかにするというものでございますが、最後の質問というよりも、意見を伺いたいと思います。高鍋町でも、今後 10 年、20 年必要かもしれないですけど、ぜひ子どもたちへの交通安全教育の充実を手始めにして、それを基本に

あせることなく、継続的に高鍋町の信号のない横断歩道での車の停車率を向上させ、それを習慣づける。そのことによって、県内、全国でもトップの停車率を誇る、歩行者に優しくルールを守る全国一安全な町として、高鍋町をアピールしていくことはできないものでしょうか。そう考えているんですが、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 県内全国でもトップの停車率を誇る歩行者に優しく、ルールを守る全国一安全な町として高鍋町をアピールしていくこと、このことは高鍋町のマナーづくりであり、誇れる町民性づくりであると考えます。また、町の品位を表すものでもあろうかと思います。高鍋町の推し進めるスマート・ウエルネスシティ、健康都市づくりにも、ウオーカブル・シティ、歩きたくなるまちづくりを目指す上では、大変な重要なことと考えております。その実現のためには、信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するためには、横断歩行者妨害等に対する適切な取り締まり、運転者及び歩行者双方に対する広告啓発や交通安全教育、交通安全施設の整備等を総合的に推進していく必要があります。

町といたしましては、引き続き関係機関と連携し、歩行者に優しい、安全なまちづくりの実現に努めてまいりたいと考えております。伝承となるよう、横断歩道で手を挙げる。これを自ら率先してまいりたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 1 番、田中義基議員。

○1 番（田中 義基君） はい、ぜひそのようにお願いしたいと思います。実は私も先日、昼間でしたけれども、ちょっと恥ずかしかったんですけども、渡りたいときに、こう思い切って手を挙げてみたんです。そうしたら、運転者さんは何だこいつはというふうに不思議に思ったのかもしれませんが、すぐ止まってくれました。ぜひ、皆さんも試しにやってみただけるといいなと。ちょっと心に新しい風でも吹いたような気持ちになります。ぜひ、お試しいただければと思います。

もう終わります。昨日も小林市で、高齢者の方が横断歩道で横断中に亡くられるという事故がございました。高鍋町ではぜひそういう事故が起きないように、これまで申し上げたことも併せて、当然ですけれども、横断歩道での信号があろうがなかろうが、皆さん、全集中して歩行者を守ることに努めましょう。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（緒方 直樹） これで、田中義基議員の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問の全てを終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後 3 時 39 分散会
